

水産基盤整備事業（公共）

1 目的・概要等

北海道には現在243の漁港があり、その前面には恵みの場としての漁場が、背後には水産都市から小さな漁村まで様々な地域社会が形成されている。水産基盤整備事業はこのような環境において、安全で良質な水産物の安定供給はもとより、自然環境の保全・創造、水産業の発展、地域社会の活性化に貢献できる整備を目指している。

2 事業内容

I 水産基盤整備事業

(1) 水産物供給基盤整備事業

① 水産流通基盤整備事業

安全・安心な水産物の安定供給と国民のニーズに的確に対応した衛生管理の高度化等を図るため、水産物の生産・流通の拠点となっている漁港等において、水産物の品質・衛生管理の向上、陸揚・集出荷機能の強化等に資する高度衛生管理型荷さばき所、岸壁等の整備を行う。

○事業主体 北海道、市町村、水産業協同組合

○国庫補助率 8/10～1/2

○採択要件

1) 計画事業費が1事業につき5億円を超えるもの。

2) 利用漁船の実隻数が200隻程度以上若しくは属地陸揚量が5千トン程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの。

3) 水産業の振興を図る上で、特に必要と認められるもの。

② 水産物供給基盤機能保全事業

水産業の健全な発展及びこれによる水産物の安定供給を図るため、水産基盤整備事業等により総合的かつ計画的に施設整備を実施してきたところであるが、近年、整備後の施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきていることから、管理を体系的に捉えた計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。

○事業主体 北海道

○国庫補助率 漁港施設8/10～1/2、漁場施設1/2

○採択要件

1) 第1種又は第2種漁港であって、1港あたりの港勢が次のいずれかを満たすもの。

・利用漁船の実隻数が50隻程度以上

・登録漁船隻数が50隻程度以上

・陸揚金額が1億円程度以上

・水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの。

2) 第3種又は第4種漁港であること。

3) 漁場施設（増殖場、養殖場）については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁場の港勢要件が上記1)又は2)に該当するものであること。

③ 漁港施設機能強化事業

漁港は、高潮、波浪等自然災害の被害を受けやすい条件下にあることに加えて、これまで過去の設計基準で整備された漁港施設においては、近年の自然条件の変化に対して十分に安全が確保されているものとなっていないことから、漁港の安全対策と漁業活動への影響を軽減させる観点から、近年の高潮、波高の増大等、自然災害の発生状況に予防的対策も含め的確に対応した漁港施設の機能強化を効果的に実施する。

○事業主体 北海道

○国庫補助率 8/10～1/2

○採択要件

1) 計画事業費が1地区あたり5千万円以上20億円未満のもの（機能診断は2千万円以上）。

2) 近年の高潮、波高の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設。

3) 現況の設計諸元が不足していることが要因となり、災害や事故等の発生が見込まれること。

(2) 水産資源環境整備事業

① 水産環境整備事業

我が国周辺水域の水産資源のうち、MSYベースの資源評価を行った魚種の約7割で資源量がMSY水準よりも少なく、またMSYベース以外の資源評価を行った魚種の約5割で資源量が低位であると評価されているほか、磯焼け等の拡大による藻場・干潟の減少、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等によって漁場の環境が悪化しており、水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図ることが求められていることから、より広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施することにより、水産物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を図る。

ア 利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設

・事業メニュー

魚礁（浮魚礁含む）、増殖場（着定基質、消波施設、海水交流施設等）、湧昇流漁場（マウンド礁）、養殖場（消波施設、区画施設等）

- 事業主体 北海道
 - 国庫補助率 1/2
 - 採択要件
 - 1) 計画事業費が1事業につき3億円を超えるもの(一部メニューを除く)
 - 2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等
 - イ 水域環境保全のための事業
 - ・事業メニュー
 - 堆積物の除去、底質改善(しゅんせつ、耕うん等(養殖場を含む))、作れい、藻場・干潟の整備、海水交流施設等の整備等
 - 事業主体 北海道、市町村、水産業協同組合
 - 国庫補助率 1/2、1/3、1/4、6/10
 - 採択要件
 - 1) 計画事業費が1事業につき5千万円(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)を超えるもの。(漁港区域内で行うしゅんせつについては、計画事業費が3千万円を超えるもの。)
 - 2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等
 - ② 水産生産基盤整備事業

我が国周辺水域の水産資源のうち、MSYベースの資源評価を行った魚種の約7割で資源量がMSY水準よりも少なく、またMSYベース以外の資源評価を行った魚種の約5割で資源量が低位であると評価されているほか、磯焼けの進行、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等によって漁場の環境が悪化している。そのような中、漁港は漁業の生産の場として重要であるとともに、漁港の静穏水域や漁港施設は、水産生物の幼稚仔の生育の場や餌料の培養等の役割も果たしていることから、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備とともに、水域の環境保全対策を総合的に実施することによって、水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給体制の構築を図る。

 - ア 浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設(水産資源の増養殖機能付加含む)を一体的に整備する事業
 - 事業主体 北海道
 - 国庫補助率 漁港施設8/10~1/2、漁場施設1/2
 - 採択要件
 - 1) 計画事業費が1事業につき3億円(ただし、漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの。
 - 2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等
 - イ 養殖場を含む水域の環境保全のための事業
 - 事業主体 北海道、市町村、水産業協同組合
 - 国庫補助率 1/2、1/3、1/4、6/10
 - 採択要件
 - 1) 計画事業費が1事業につき5千万円(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)を超えるもの。(一部メニューを除く)
 - 2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等
- (3) 水産基盤整備調査費補助
 - ① 水産基盤整備総合計画調査

地域における水産基盤の計画的かつ効果的な整備を図るため、水産基盤整備事業及びその関連事業の実施に関し基本となる計画(マスタープラン)を策定するために必要な調査。

 - 事業主体 北海道
 - 国庫補助率 1/2
 - ② 水産基盤整備計画課題調査

水産基盤整備を効果的かつ効率的に進めるため、水産基盤整備事業に関する計画の作成及びその実施に関して課題を有する事業・地区について、その課題を解決するために必要な調査。

 - 事業主体 北海道、市町村
 - 国庫補助率 1/2
 - ③ 水産基盤整備技術課題調査

水産基盤整備事業を効果的かつ効率的に進めるため、技術的な課題を有する事業・地区について、その課題を解決するために必要な調査。

 - 事業主体 北海道、市町村
 - 国庫補助率 1/2
- ## II 漁村整備事業
- 漁村の基盤的役割を担う漁村インフラ施設(漁業集落環境施設や漁港環境施設等)の整備を実施し、強靱化を推進することにより、水産業及び漁村の活性化と持続的な発展を図る。
- 事業主体 市町村
 - 国庫補助率 1/2
 - 事業メニュー 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、用地整備
 - 採択要件
 - 1) 漁業依存度が高く、今後も漁業の振興を図ることが適当であると認められる集落
 - 2) 1事業の総事業費が3千万円を超えるもの(一部メニューを除く) 等

Ⅲ 農山漁村地域整備交付金

農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能な、使い勝手のよい新たな交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進する。

実施事業の内、水産基盤整備事業関係は以下のとおり。

(1) 水産物供給基盤整備事業

地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場の整備、水域環境の保全を効率的・効果的に実施し、地域における水産資源の維持増大並びに流通・生産機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る。

(2) 漁村再生交付金事業

活力の低下した漁村地域の再生を進めるため、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤施設や生活環境施設の効率的整備を行う。

Ⅳ 北海道特定特別総合開発事業推進費

「北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成」、「国家的規模の災害に備えた機能分散や体制の整備」等のテーマに係る基幹的な事業を機動的・重点的に実施し、北海道総合開発の円滑な推進を図る。

○水産基盤整備事業等における北海道開発予算

(単位:千円)

令和3年度予算			令和4年度予算		
事業区分	事業費	国費	事業区分	事業費	国費
(水産基盤整備事業)			(水産基盤整備事業)		
直轄特定	14,653,000	14,653,000	直轄特定	14,641,000	14,641,000
水産流通	2,509,000	1,617,000	水産流通	2,473,000	1,665,000
機能保全	4,958,000	3,214,000	機能保全	4,852,000	3,119,000
機能強化	690,000	483,000	機能強化	500,000	350,000
水産環境	6,399,000	3,199,500	水産環境	6,407,200	3,203,600
水産生産	753,000	495,000	水産生産	840,000	561,000
漁村整備	148,000	74,000	漁村整備	500,000	250,000
調査費補助	24,000	12,000	調査費補助	4,000	2,000
(農山漁村地域整備交付金)			(農山漁村地域整備交付金)		
水産物供給基盤	566,000	379,000	水産物供給基盤	824,000	556,000
漁村再生交付金	695,000	417,000	漁村再生交付金	345,000	207,000
漁港環境	0	0	漁港環境	0	0
漁業集落環境	0	0	漁業集落環境	0	0
[特定特別総合開発事業推進費]			[特定特別総合開発事業推進費]		
	0	0		0	0
合計	31,395,000	24,543,500	合計	31,386,200	24,554,600

注. 直轄特定とは、国が整備を行う第3・4種漁港の整備をいう。

3 事業のイメージ

(1) 漁港整備事業の紹介

北海道の漁港は現在243港。水産物の生産・流通の拠点となっており、以下のような整備を進めている。

- ① 水産物の品質・衛生管理体制を強化するための屋根付岸壁や清浄海水導入施設等の整備。
- ② 異常気象に起因する越波や高潮による漁船などの被害を防止するため防波堤の嵩上げ等、漁港施設の機能強化対策。
- ③ 多くの漁港では航路や泊地が堆砂による埋塞傾向にあり、安全な利用に支障が生じているため防砂堤の整備等による漂砂対策の実施。
- ④ これまで整備された施設の老朽化や更新が必要な施設が増加していることから、これら施設の維持・延命化対策の実施。

【衛生管理対策としての屋根付岸壁整備】



【異常気象時の越波による漁船被害】



【堆砂による航路・泊地の埋塞】



【老朽化が著しく対策が必要な漁港施設】



(2) 漁場整備事業の紹介

漁場の整備については、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げをめざし、水産生物の動態・生活史に配慮した沿岸・沖合域における良好な生息環境空間を創造する整備を進めている。

①魚礁



②産卵礁の造成

(ヤナギダコ産卵礁)



(ヤリイカ産卵礁)



③増殖場

(コンブ増殖場)



(ハタハタ産卵藻場)



事業名	漁港整備事業費			実施年度	S33～
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁港漁村課 計画係
R4年度	—	585,169	—		
R3年度	—	585,169	—		
区分	道単独(公共関連)			実施方法	請負
実施主体	北海道			負担区分	道 10/10
事業目的	<p>漁業生産基盤である漁港の機能を維持、向上させるため、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共用地)の新設、増設又は小規模な改良整備を行い、漁業の生産向上を図る。 また、公共災害復旧事業に採択されない水域施設や用地等の復旧整備を行う。</p>				
事業内容	<p>対象事業 ・漁港整備事業 (1) 基本施設(外郭施設、係留施設、水域施設) (2) 機能施設(輸送施設、漁港施設用地)</p>				

事業名	漁港計画調査費			実施年度	H元～																												
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁港漁村課 計画係 管理係																												
R4年度	—	30,411	—																														
R3年度	—	30,411	—																														
区分	道単独(公共関連)			実施方法	委託																												
実施主体	北海道			負担区分	道 10/10																												
事業目的	<p>公共事業の国費予算請求に要する資料等を収集するために、事前に道単独費により各種調査の実施、関係平面図の作成等を行い、水産物供給基盤整備事業等の公共事業の円滑かつ効率的な実施を図る。 また、漁港施設用地と背後の民有地との境界が明確になっていない漁港について、用地測量を行い、漁港管理の適正化を図る。</p>																																
事業内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港関係事業 事前調査</td> <td>水産物供給基盤整備事業等の実施に先立って、地元関係者への事前説明や各種協議に必要な資料を作成する。</td> </tr> <tr> <td>漁港整備事業 概略調査</td> <td>漁港利用者及び関係機関と施設の安全性や利便性等について協議を行い、施設の規模を決定するのに必要な資料を作成する。</td> </tr> <tr> <td>深浅調査</td> <td>構造断面の決定及び数量の算出に必要な水深測量を行う。</td> </tr> <tr> <td>静穏度解析調査</td> <td>最適な静穏を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。</td> </tr> <tr> <td>漂砂解析調査</td> <td>最適な漂砂防止機能を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。</td> </tr> <tr> <td>漁港関連道 予備調査</td> <td>漁港関連道事業の概算請求に先立って、漁港利用者及び関係機関とルートを選定、構造断面等について協議を行い、道路の概要を決定するための各種調査。</td> </tr> <tr> <td>漁港整備事業 費用対効果分析</td> <td>新規事業採択時、また計画変更時において、整備を進める上での経済効果を把握し、事業の妥当性を検証するための経費。</td> </tr> <tr> <td>漁村再生交付金 計画調査</td> <td>漁村再生交付金の実施に先立って、国から承認を受けるための全体事業計画を策定するために行う調査に要する経費。</td> </tr> <tr> <td>漁港区域関係調査</td> <td>漁港区域の変更に必要な詳細調査や各種協議資料の収集及び作成を行う。</td> </tr> <tr> <td>影響調査</td> <td>漁港区域の変更を行う際に、近隣の海岸や河川等への影響検討についてのシミュレーションを行う。</td> </tr> <tr> <td>計画平面図作成</td> <td>漁港の拡張整備等を行う際に、漁港区域と漁港施設との位置関係を明らかにするため、漁港計画平面図の作成を行う。</td> </tr> <tr> <td>公有水面埋立 平面図作成</td> <td>漁港用地の造成や漁港施設の整備により、水面の埋立を行う場合、「公有水面埋立法」に基づく埋立申請に必要な添付図面等の作成を行う。</td> </tr> <tr> <td>漁港区域測量調査</td> <td>漁港区域の官民境界線の明確化及び公共空地の用途廃止等を行うための測量に要する経費。</td> </tr> </tbody> </table>					区分	調査の内容	漁港関係事業 事前調査	水産物供給基盤整備事業等の実施に先立って、地元関係者への事前説明や各種協議に必要な資料を作成する。	漁港整備事業 概略調査	漁港利用者及び関係機関と施設の安全性や利便性等について協議を行い、施設の規模を決定するのに必要な資料を作成する。	深浅調査	構造断面の決定及び数量の算出に必要な水深測量を行う。	静穏度解析調査	最適な静穏を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。	漂砂解析調査	最適な漂砂防止機能を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。	漁港関連道 予備調査	漁港関連道事業の概算請求に先立って、漁港利用者及び関係機関とルートを選定、構造断面等について協議を行い、道路の概要を決定するための各種調査。	漁港整備事業 費用対効果分析	新規事業採択時、また計画変更時において、整備を進める上での経済効果を把握し、事業の妥当性を検証するための経費。	漁村再生交付金 計画調査	漁村再生交付金の実施に先立って、国から承認を受けるための全体事業計画を策定するために行う調査に要する経費。	漁港区域関係調査	漁港区域の変更に必要な詳細調査や各種協議資料の収集及び作成を行う。	影響調査	漁港区域の変更を行う際に、近隣の海岸や河川等への影響検討についてのシミュレーションを行う。	計画平面図作成	漁港の拡張整備等を行う際に、漁港区域と漁港施設との位置関係を明らかにするため、漁港計画平面図の作成を行う。	公有水面埋立 平面図作成	漁港用地の造成や漁港施設の整備により、水面の埋立を行う場合、「公有水面埋立法」に基づく埋立申請に必要な添付図面等の作成を行う。	漁港区域測量調査	漁港区域の官民境界線の明確化及び公共空地の用途廃止等を行うための測量に要する経費。
区分	調査の内容																																
漁港関係事業 事前調査	水産物供給基盤整備事業等の実施に先立って、地元関係者への事前説明や各種協議に必要な資料を作成する。																																
漁港整備事業 概略調査	漁港利用者及び関係機関と施設の安全性や利便性等について協議を行い、施設の規模を決定するのに必要な資料を作成する。																																
深浅調査	構造断面の決定及び数量の算出に必要な水深測量を行う。																																
静穏度解析調査	最適な静穏を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。																																
漂砂解析調査	最適な漂砂防止機能を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。																																
漁港関連道 予備調査	漁港関連道事業の概算請求に先立って、漁港利用者及び関係機関とルートを選定、構造断面等について協議を行い、道路の概要を決定するための各種調査。																																
漁港整備事業 費用対効果分析	新規事業採択時、また計画変更時において、整備を進める上での経済効果を把握し、事業の妥当性を検証するための経費。																																
漁村再生交付金 計画調査	漁村再生交付金の実施に先立って、国から承認を受けるための全体事業計画を策定するために行う調査に要する経費。																																
漁港区域関係調査	漁港区域の変更に必要な詳細調査や各種協議資料の収集及び作成を行う。																																
影響調査	漁港区域の変更を行う際に、近隣の海岸や河川等への影響検討についてのシミュレーションを行う。																																
計画平面図作成	漁港の拡張整備等を行う際に、漁港区域と漁港施設との位置関係を明らかにするため、漁港計画平面図の作成を行う。																																
公有水面埋立 平面図作成	漁港用地の造成や漁港施設の整備により、水面の埋立を行う場合、「公有水面埋立法」に基づく埋立申請に必要な添付図面等の作成を行う。																																
漁港区域測量調査	漁港区域の官民境界線の明確化及び公共空地の用途廃止等を行うための測量に要する経費。																																

事業名	漁港漁村活性化対策事業費				実施年度	H29～
予算額(千円)	国	道	その他		担当課・ 係	漁港漁村課 計画係
R4年度	380,100	321,500	41,468	17,132		
R3年度	425,024	376,864	37,494	10,666		
区分	非公共(交付金)、道単独、負担金			実施方法	補助、直営	
実施主体	別記			負担区分	別記	
事業目的	<p>漁港の機能向上や利用の円滑化を図るため、現有ストック効果の最大化、就労環境や漁港機能の改善に係る施設整備を実施し、漁港機能を増進する。 また、漁業地域の活性化と漁村の暮らしを守るための防災対策施設等の整備を実施する。</p>					
事業内容	<p>1 内容 (1) 漁港機能の高度化 水産業の振興により地域の活性化を図ることを目的とした海業支援のための施設整備を実施。 (2) 防災対策 災害発生時の迅速な避難のための援助施設や防災情報の伝達施設の整備を実施。 (3) 漁港機能増進事業 漁業者が安心・安全な漁業活動を営むための施設整備や漁港施設の適切な維持管理を行うための漁港機能保全計画の見直しを実施。</p> <p>2 事業主体 事業主体 : 道、市町村、水産業協同組合 補助率 : 8/10、7/10、6/10、5.5/10、1/2 (事業内容により異なる。)</p>					

事業名	漁港海岸維持補修費			実施年度	S49～
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁港漁村課 事業係
R4年度	—	—	31,000		
R3年度	—	—	31,000		
区分	道単独			実施方法	請負
実施主体	北海道			負担区分	道10/10
事業目的	漁港海岸保全区域内において、道が管理する海岸保全施設のうち老朽化等により著しく機能が低下した施設を補修すること、または海岸に漂着した流木等により施設の機能が阻害されている場合に、流木等の処理を行うことにより、既存施設を適切かつ有効に機能させ、災害の発生を未然に防止する。				
事業内容	海岸保全施設の補修、流木処理				

事業名	漁港海岸計画調査費			実施年度	H2～
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁港漁村課 事業係
R4年度	—	14,596	—		
R3年度	—	14,596	—		
区分	道単独(公共関連)			実施方法	委託
実施主体	北海道			負担区分	道10/10
事業目的	漁港海岸保全事業を計画するに当たり、気象、海象、侵食状況等海岸の基本的事項の把握をはじめ、海岸保全施設の機能に関する調査等を行い事業執行に必要な基礎資料を得ることを目的とする。並びに、海岸保全基本計画に基づく計画(H15～)の策定及び漁港区域の変更に伴う漁港海岸保全区域の指定及び指定変更を行い、円滑な事業執行を図る。				
事業内容	深浅測量、区域測量調査、費用対効果分析、設計等				

事業名	災害調査費			実施年度	H9～
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁港漁村課 事業係
R4年度	—	46,000	—		
R3年度	—	49,000	—		
区分	道単独			実施方法	委託
実施主体	北海道			負担区分	道10/10
事業目的	負担法に基づく漁港施設及び漁港海岸施設の災害復旧事業を実施するに当たり、国庫負担申請に必要な設計図書を作成するため、埋塞や風浪などによる漁港関係施設の破損状況調査、及び測量船や潜水船により水中部を調査することで確実な被災状況を把握することを目的とし、迅速な災害復旧事業の執行を図る。				
事業内容	被害の実態を把握する測量調査、潜水調査、設計				

事業名	漁港利用適正化推進指導費			実施年度	H12～	
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁港漁村課 管理係	
R4年度	—	—	30,280			
R3年度	—	—	30,110			
区分	道単独			実施方法	委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>漁港の適切な利用を維持するため、漁船以外の船舟所有者に対し、北海道漁港管理条例の改正趣旨などを啓発するとともに、利用可能漁港における適正利用の指導や不適切な利用者の情報収集等を行う。</p>					
事業内容	<p>1 業務の内容 (1) 指定施設への適切な誘導・指導 (2) 不適切な利用者の情報収集及び利用状況の確認 (3) 漁港内での安全航行、地域ごとの細やかなルールの啓発</p> <p>2 業務の方法 利用可能漁港のうち監視人の配置が必要な漁港が所在する市町村又は漁業協同組合等に委託する。</p>					

事業名	漁港維持補修費			実施年度	S32～																									
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁港漁村課 管理係																									
R4年度	—	—	209,294																											
R3年度	—	—	208,138																											
区分	道単独			実施方法	請負・委託																									
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道10/10																									
事業目的	<p>北海道が管理する漁港の基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共用地）が災害によらない老朽化または破損、流出、埋没した場合に原形に復旧するための補修をし、良好な漁港機能の維持保全を図る。</p>																													
事業内容	<p>1 事業内容 (1) 漁港維持補修工事・・・・・・防舷材、係船柱環、側溝補修等 (2) 漁港内清掃・・・・・・漁港内清掃を委託 (3) 港灯電池、バッテリー、危険防止用品等の購入 (4) 漁港パトロール・・・・・・管内各漁協にパトロール実施を委託</p> <p>2 事業の実績（漁港維持補修費） （漁港維持補修工事分のみ）</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">H30</th> <th colspan="2">R元</th> <th colspan="2">R2</th> <th colspan="2">R3</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>271</td> <td>129,899</td> <td>338</td> <td>160,577</td> <td>312</td> <td>159,489</td> <td>調査中</td> <td>調査中</td> </tr> </tbody> </table>						H30		R元		R2		R3		箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	271	129,899	338	160,577	312	159,489	調査中	調査中
H30		R元		R2		R3																								
箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費																							
271	129,899	338	160,577	312	159,489	調査中	調査中																							

漁港海岸事業（公共）

1 目的・概要等

「海岸保全基本計画」に基づき、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう総合的な海岸保全を推進する。

2 事業内容

貴重な国土の侵食防止や道民の生命・財産を高潮、津波等による被害から守ることと併せて、海岸の利用や環境に配慮した海岸保全施設の新設・改良を行う。

海岸保全基本計画の整備目標

- 道民の生命・財産を守り、国土保全に資する質の高い安全な海岸の創造
----- 安全な海岸 -----
- 自然との共生を図り、豊かでつるおいある海岸の創造
----- 自然と共生する海岸 -----
- 利用しやすい親しみの持てる、美しい快適な海岸の創造
----- 利用される親しみやすい海岸 -----

尾岱沼漁港海岸(別海町)高潮対策事業



浸水状況



背後家屋被害状況



施設整備状況

- ・高潮対策事業 : 国民経済上及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守る施設の新設・改良事業。
- ・連携事業 : 水産物の生産・流通上重要な地域の海岸堤防等を対象に、近接する他事業と連携し計画的集中的に津波・高潮への対策を行う事業。
- ・津波対策緊急事業 : 津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に津波対策を行う事業
- ・海岸メンテナンス事業 : 予防保全型の10万㎡計以上の天候に向け海岸保全施設の老朽化対策または機能向上を計画的かつ集中的に整備する事業

令和4年

事業名	事業主体	国庫補助率	実施箇所
高潮対策	北海道	2/3,11/20	7
連携	北海道	11/20	1
津波対策緊急対策	北海道	11/20	1
海岸メンテナンス	北海道	11/20	2
合計			11

古平漁港海岸（古平町）海岸メンテナンス事業

・全景

・護岸老朽化状況

・護岸整備状況



予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	S32～
R4年度	1,284,560	741,000	543,560	—	担当課・	漁港漁村課
R3年度	1,016,683	594,000	422,683	—	係	事業係

漁港災害復旧事業費（公共）

- 1 目的・概要等
異常な天然現象により公共土木施設に被害が発生した場合、迅速に機能回復することを目的とする。
- 2 事業内容
公共土木施設の災害復旧は、地域の復旧・復興のため、迅速かつ確実に実施すべき基本事業であるが、災害復旧の費用は、地方公共団体にとって、臨時かつ多額な支出となるため、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく国の支援のもと、早期に原形に復旧を行う。
- 3 対象施設（漁港関係分抽出）
 - (1) 漁港
漁港漁場整備法に基づき指定された漁港に係る基本施設（防波堤等）又は漁港の利用上及び管理上重要な輸送施設（道路等）で、漁港台帳に記載されているもの。
 - (2) 海岸
漁港区域内の海岸法の規定に基づき指定された海岸又はこれに設置する堤防、護岸、離岸堤その他海岸を防護するための施設で、漁港海岸台帳に記載されているもの。
- 4 国庫負担率
国庫負担率 80%（北海道）
- 5 事業事例
・地震による岸壁エプロンの沈下（鷓川漁港【むかわ町】）



復旧前（岸壁の被災状況）



復旧工事の実施（タイ材取付 及び コンクリート舗装）



復旧後

予算額（千円）		国	道	その他	担当課・ 係	漁港漁村課 事業係
R4年度	362,167	281,234	80,933	—		
R3年度	316,844	246,039	70,805	—		

漁港海岸特別対策事業費

1 目的・概要等

「災害対策基本法」の地域防災計画に基づく災害危険区域のうち、漁港区域内において台風、冬期風浪に伴う高潮や地震による津波の来襲、経常的な海浜の侵食などによる災害の発生を防止および災害の拡大を未然に防止することを目的とし海岸保全を推進する。

2 事業内容

災害の発生を未然に防止する必要のある地域において、公共事業に採択されない小規模な堤防、護岸、離岸堤、消波堤、消波工、根固工などの海岸保全施設の新設・改良を行う。

3 事業財源

漁港海岸特別対策事業は、起債（自然災害防止事業）を財源として実施される事業である。自然災害防止事業とは、地方公共団体が、災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独事業として行う治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、ため池、小規模山地崩壊、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、道路防災、地盤沈下対策、その他豪雪地域市町村が実施する関連防雪施設（雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設、なだれ防止施設等をいう。）に係る事業をいう。

4 漁港海岸の現状

道内の沿岸域に分布する漁港海岸の背後集落の多くは、半島や岬などに位置していることから波浪の影響を特に受けやすい地域となっている。また、背後に山が迫る狭隘な地形に集落が形成されており、災害に対して極めて脆弱な環境下にある。

5 事業実施箇所

○越波対策

恵山泊漁港海岸（稚内市）



離岸堤の設置



○越波対策

元和漁港海岸（乙部町）



護岸の改良



予算額（千円）	国	道	その他	実施年度	S58～
R4年度	253,000	—	253,000	—	担当課・ 漁港漁村課 事業係
R3年度	253,000	—	253,000	—	

全国漁港漁場大会開催関連経費

【目的・概要等】

令和3年10月に開催予定であった「第71回全国漁港漁場大会」が新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止（令和2年に引き続き2年連続）となり、令和4年10月に改めて函館市で開催が決定したことによる大会開催関連経費

【事業内容】

1 大会の概要

漁港・漁場・漁村の総合的整備を図るため、全国の漁港漁場関係者が集う全国大会

○大会：漁港漁場整備等の促進に係る提言決議、漁港漁場振興対策の取組事例発表など

○交流会：歓迎レセプション

○視察会：近隣漁港施設等の視察

2 事業主体等

事業主体：第71回全国漁港漁場大会北海道開催実行委員会
(事務局：北海道漁港漁場協会)

補助率：1/3以内（寄付金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う）

【予算額】

予算額（千円）		国	道	その他	開始年度	R2年度
R4年度	4,924	1,182	3,742	0	担当課・ 係	漁港漁村課計画係
R3年度	5,307	1,063	4,244	0		

【特定財源】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,182千円

【新規】漁業権切替関連事業費

【目的・概要等】

1 目的

漁業権とは、「一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利」とされ、都道府県知事の免許によって設定されるもので、存続期間は漁業法第75条第1項の規定に基づき、5年（区画、定置）又は10年（共同）となっており、令和5年度に全ての漁業権の切替時期を迎える。この漁業権の切替事務については、漁業法第63条の規定に基づく漁場計画の策定が必要であり、概ね2年の期間が必要である。令和4年度は漁場計画の検討や現行漁場の見直しを行う。

区分	主な漁業	存続期間	前回免許	有効期間	件数	次期切替	
海面	共同漁業権	うに、なまこ、そい刺し網、ほっけ小定置網、かれい底建網	10年	H25.9.1	H25.9.1~R5.8.31	394	R5.9.1
海面	区画漁業権	こんぶ養殖、ほたてがい養殖	5年	H30.9.1	H30.9.1~R5.8.31	209	R5.9.1
海面	定置漁業権	さけ定置網、いわし定置網	5年	H31.1.1	H31.1.1~R5.12.31	1,103	R6.1.1
内水面	共同漁業権	しじみ、わかさぎ小定置網	10年	H25.9.1	H25.9.1~R5.8.31	50	R5.9.1
内水面	区画漁業権	こい養殖、やまべ養殖	5年	H31.1.1	H31.1.1~R5.12.31	15	R6.1.1

2 事業内容

- ・R4：漁場計画の検討、現行漁場の見直し（どこにどういう漁場を作るか）
- ・R5：漁場計画の決定、免許事務の審査・審議（誰に免許を与えるか）

時期	R4年度					R5年度				
内容	要望及び漁場条件の調査	切替方針の策定と配付説明会開催	漁場連絡図の配付	漁場計画(草案)の策定	漁場計画(原案)の策定	漁場計画(最終案)の策定 委員会諮問 公聴会 決定公示			免許申請 委員会諮問 適格性審査	免許者決定 免許公示

3 事業区分

区分	内容
漁業権切替関連経費	道・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会の事務的経費
漁業権免許漁場図等作成事業費	共同・大規模区画、定置・小規模区画、内水面漁場図

【予算額】

予算額(千円)	国	道	その他	開始年度	R4年度
R4年度	0	24,351	0	担当課・係	漁業管理課 漁業調整係 サケマス係 遊漁内水面係

【新規】日本海サクラマス資源回復推進事業費

【目的・概要等】

サクラマスは日本海地域（後志・檜山）における春期の漁業経営を支える貴重な資源であることから、サクラマスの資源増大を図ることを目的に、健苗性の高いサクラマス種苗の生産に対して支援を行う。

【事業内容】

1 事業主体

一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会

2 事業内容

- ・実施箇所：千走川（島牧村）、珊内川（神恵内村）
- ・補助対象：サクラマスの健苗性を高める取組経費（餌の改良）
- ・補助率：1／2以内

【予算額】

予算額（千円）		国	道	その他	開始年度	R4年度
R4年度	4,050	0	4,050	0	担当課・ 係	漁業管理課 遊漁内水面係

事業名	海洋新秩序確立推進対策費 (資源管理体制推進事業)				実施年度	H8～(受託はH23～)																																																																																									
予算額(千円)	国	道	その他		担当課・ 係	漁業管理課 資源管理係																																																																																									
R4年度	3,325	—	—	3,325																																																																																											
R3年度	3,325	—	—	3,325																																																																																											
区分	受託事業				実施方法	受託																																																																																									
実施主体	北海道資源管理協議会				負担区分	協議会 10/10																																																																																									
事業目的	<p>「漁業法(平成9年1月から令和2年12月までは「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」)」に基づき、漁獲量を管理するTAC制度(TAC:漁種毎の年間の漁獲量の上限)が実施されており、国の資源管理基本方針に基づき本道に配分されたTAC数量の適正な管理を行うため、北海道資源管理協議会からの委託を受け、海域ごとの配分量等を定める北海道資源管理方針を策定し、当該方針内容の普及啓発を図るとともに、漁獲量の集計管理等を行い、本道周辺水域における海洋生物資源の保存及び管理とその持続的利用を図る。</p>																																																																																														
事業内容	<p>○北海道資源管理方針の策定 ・ ・ ・ 国の資源管理基本方針により本道に配分された数量に基づき、試験研究機関等との協議、説明会等を実施し、北海道資源管理方針を策定する。</p> <p>○普及・啓発 ・ ・ ・ TAC制度・道資源管理方針のパンフレットを作成し、普及啓発を図る。</p> <p>○漁獲管理・報告 ・ ・ 漁獲報告に関する現地指導、報告の集計・管理等を行う。</p> <p>(TAC制度対象魚種とTAC数量(令和4年2月現在)) (単位:トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象魚種</th> <th rowspan="2">管理の期間</th> <th colspan="2">TAC</th> <th colspan="2">大臣管理分</th> <th colspan="2">道知事管理分</th> </tr> <tr> <th>令和4年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サンマ</td> <td>1月~12月</td> <td>155,335</td> <td>155,335</td> <td>118,900</td> <td>118,900</td> <td>18,300</td> <td>18,300</td> </tr> <tr> <td>スケトウダラ</td> <td>4月~翌年3月</td> <td>250,500</td> <td>256,220</td> <td>161,200</td> <td>161,446</td> <td>87,500</td> <td>92,874</td> </tr> <tr> <td>マアジ</td> <td>1月~12月</td> <td>156,200</td> <td>150,800</td> <td>46,300</td> <td>42,900</td> <td>現行水準</td> <td>現行水準</td> </tr> <tr> <td>マイワシ</td> <td>1月~12月</td> <td>791,000</td> <td>973,000</td> <td>445,500</td> <td>513,800</td> <td>31,200</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>マサバ及びゴマサバ</td> <td>7月~翌年6月</td> <td>未定</td> <td>596,000</td> <td>未定</td> <td>337,900</td> <td>未定</td> <td>現行水準</td> </tr> <tr> <td>スルメイカ</td> <td>4月~翌年3月</td> <td>79,200</td> <td>57,000</td> <td>49,900</td> <td>46,800</td> <td>5,600</td> <td>現行水準</td> </tr> <tr> <td>ズワイガニ</td> <td>7月~翌年6月</td> <td>未定</td> <td>4,573</td> <td>未定</td> <td>3,172</td> <td>未定</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クロマグロ</td> <td>小型魚</td> <td>沿岸漁業</td> <td>3,577.1</td> <td>4,238.1</td> <td>1,269.0</td> <td>1,443.5</td> <td>12.8</td> <td>91.9</td> </tr> <tr> <td>大型魚</td> <td>4月~翌年3月</td> <td>6,231.9</td> <td>6,161.9</td> <td>4,391.8</td> <td>3,456.4</td> <td>319.6</td> <td>274.4</td> </tr> </tbody> </table>								対象魚種	管理の期間	TAC		大臣管理分		道知事管理分		令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	サンマ	1月~12月	155,335	155,335	118,900	118,900	18,300	18,300	スケトウダラ	4月~翌年3月	250,500	256,220	161,200	161,446	87,500	92,874	マアジ	1月~12月	156,200	150,800	46,300	42,900	現行水準	現行水準	マイワシ	1月~12月	791,000	973,000	445,500	513,800	31,200	36,000	マサバ及びゴマサバ	7月~翌年6月	未定	596,000	未定	337,900	未定	現行水準	スルメイカ	4月~翌年3月	79,200	57,000	49,900	46,800	5,600	現行水準	ズワイガニ	7月~翌年6月	未定	4,573	未定	3,172	未定	168	クロマグロ	小型魚	沿岸漁業	3,577.1	4,238.1	1,269.0	1,443.5	12.8	91.9	大型魚	4月~翌年3月	6,231.9	6,161.9	4,391.8	3,456.4	319.6	274.4
対象魚種	管理の期間	TAC		大臣管理分		道知事管理分																																																																																									
		令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年																																																																																								
サンマ	1月~12月	155,335	155,335	118,900	118,900	18,300	18,300																																																																																								
スケトウダラ	4月~翌年3月	250,500	256,220	161,200	161,446	87,500	92,874																																																																																								
マアジ	1月~12月	156,200	150,800	46,300	42,900	現行水準	現行水準																																																																																								
マイワシ	1月~12月	791,000	973,000	445,500	513,800	31,200	36,000																																																																																								
マサバ及びゴマサバ	7月~翌年6月	未定	596,000	未定	337,900	未定	現行水準																																																																																								
スルメイカ	4月~翌年3月	79,200	57,000	49,900	46,800	5,600	現行水準																																																																																								
ズワイガニ	7月~翌年6月	未定	4,573	未定	3,172	未定	168																																																																																								
クロマグロ	小型魚	沿岸漁業	3,577.1	4,238.1	1,269.0	1,443.5	12.8	91.9																																																																																							
	大型魚	4月~翌年3月	6,231.9	6,161.9	4,391.8	3,456.4	319.6	274.4																																																																																							

事業名	水産資源管理総合対策事業費 (資源管理体制推進事業)				実施年度	H17～(受託はH23～)		
予算額(千円)	国	道	その他		担当課・ 係	漁業管理課 資源管理係		
R4年度	1,961	—	306	1,655				
R3年度	1,991	—	336	1,655				
区分	道単独、受託事業				実施方法	直営、受託		
実施主体	北海道、北海道資源管理協議会				負担区分	道 10/10、協議会 10/10		
事業目的	<p>資源評価結果などの科学的知見に基づいて、関係漁業の実態に見合った資源管理を促進するため、北海道資源管理協議会からの委託を受け、資源状況の周知、資源管理の啓発を図り、更に資源状況に応じた高度な資源利用や悪化した資源の回復を目指した総合的な取組方向を検討し、水産資源の持続的利用を目指す。</p>							
事業内容	<p>○主要24魚種47海域の資源評価と管理対策検討 ○北海道資源管理方針に関する関係者間の検討 ○資源管理の周知啓発(資源管理マニュアルの作成) ○資源状況に応じた高度な管理・利用の検討 ○資源状態が悪化した魚種の管理促進 [推進体制] 北海道・地方独立行政法人北海道立総合研究機構</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>水産資源管理会議</p> <p>連絡調整部会</p> <p>調査評価部会 管理対策部</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>資源評価等情報提供</p> <p>←→</p> <p>管理対策等協</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>漁業者協議会</p> <p>○全道資源管理推進委員 / 地区資源管理推進委員会 (10地区)</p> <p>○魚種別の資源管理に関する会議 ・ 石狩湾系ニシン ・ 日本海北区ハタハタ 等</p> </div> </div>							

事業名	漁船管理推進事業費 (漁船管理情報処理システム費)			実施年度	H8～
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 漁業調整係
R4年度	2,064	—	358		
R3年度	2,148	—	442		
区分	道単独			実施方法	直営
実施主体	北海道			負担区分	道10/10
事業目的	新海洋秩序のもと、適切な資源管理を推進するため整備した漁船情報処理システムの効率的運用を図り、漁船登録事務の迅速化・簡素化に努めるとともに、北海道漁船統計表等の作成を行う。				
事業内容	<p>漁船情報処理システムを活用し、漁船登録情報のデータベース化・システム化を行うことにより、事務の迅速化・効率化に努める。</p> <p>(1)漁船登録事務 (2)漁船登録変更事務 (3)漁船登録票再交付事務 (4)漁船検認事務(検認漁船の検索等) (5)漁船登録謄本交付事務 (6)定期漁船報告事務 (7)漁船統計表作成事務</p>				

事業名	漁船管理推進事業費(漁船法等施行事務費)			実施年度	S25～
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 漁業調整係
R4年度	3,917	—	3,917		
R3年度	5,969	—	5,969		
区分	道単独			実施方法	直営
実施主体	北海道			負担区分	道10/10
事業目的	漁船法及び船舶法の規定に基づき、漁船の建造・改造許可、認定、登録及び検認、小型漁船の測度等の事務、並びに小型漁船安全確保の指導等を行う。				
事業内容	<p>1 漁船建造・改造に対する指導強化</p> <p>(1)漁業者に対し、漁船の安全性や経済性を重視した建造・改造計画の指導を強化する。 (2)適正な業務の推進を図るため、関係機関との連携を緊密にし、次の指導を強化する。 ①違反建造・改造及び事前着工の未然防止指導 ②建造・改造許可申請書類による漁船の安全性の点検 ③建造・改造工事中の点検 ④道外建造・改造船の登録前の事前点検</p> <p>2 漁船法関係事務担当者会議及び船舶法関係研修会の開催</p> <p>(1)漁船事務担当者会議 実施時期及び場所 7～8月 札幌市 対象者 振興局担当者</p> <p>(2)小型漁船測度研修会 実施時期及び場所 9～11月 道内3カ所 対象者 振興局及び漁協担当者</p> <p>3 漁船事務体制の整備</p> <p>漁船事務の厳正な執行は、本道漁業の適正な発展の根幹をなすものという観点に立ち、国の関係機関、他県等及び各振興局間の連携の一層の緊密化を図り、併せて関係事務の適正処理と本道を主たる根拠地とする漁船の動静及び勢力の的確な把握とともに事務の効率化を図る。</p>				

事業名	漁業調整指導対策事業費（漁業調整指導費）				実施年度	H17～		
予算額（千円）	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課	漁業調整係		
R4年度	635	212	249			174	サケマス係	
R3年度	748	251	298			199	遊漁内水面係	
区分	道単独、非公共（交付金）			実施方法	直営			
実施主体	北海道			負担区分	道10/10、国1/2 道1/2			
事業目的	<p>漁業権漁業の管理行使の適正化指導、漁業権漁業と他種漁業との調整、北海道漁業調整規則の改正、海区漁業調整委員会の運営指導等を行う。</p>							
事業内容	<p>1 漁業調整規則の改正 北海道漁業調整規則は、水産資源の保護培養を期するとともに、漁業取締りや円滑な漁業調整により漁業秩序の確立を図ることを目的に、令和2年11月19日に制定された。 本規則は、漁業調整の基本となる規則であり、漁業調整の複雑化や資源保護を必要とする水産動植物の対象やその規制内容など、これまで同様、必要に応じ改正を行っていく。</p> <p>2 漁業権漁業の管理指導 (1) 漁業権漁業に関する一般的指導 ① 漁業関係法令に基づく漁業権漁業の適正な行使に関する指導 ② 漁業権行使規則及び遊漁規則の適正な運用指導 ③ 海区委員会指示等による漁業権漁業と他種漁業との調整指導 (2) 共同・区画漁業に関する事項 ① 漁業権行使状況の的確な把握 ② 刺し網漁業等による秋さけ混獲の適正化指導 ③ 第五種共同漁業に係る増殖義務の履行促進の指導 (3) 定置漁業に関する事項 ① 定置漁業経営状況の的確な把握 ② 経営体質の強化に向けた指導</p>							

事業名	漁業調整指導対策事業費（沖合漁業調整対策費・沿岸漁業操業指導費）				実施年度	H17～		
予算額（千円）	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課	漁業調整係		
R4年度	3,102	1,059	16			2,027	漁業調整係	
R3年度	3,176	1,072	30			2,074	漁業調整係	
区分	道単独、非公共（交付金・委託金）			実施方法	直営、受託			
実施主体	北海道			負担区分	国10/10、国1/2 道1/2			
事業目的	<p>ロシア連邦200海里水域内の漁業規制強化に伴い、本道漁船の操業は減少あるいは撤退を余儀なくされている。この影響を受けて本道沿岸海域においては、各種漁業が輻輳して操業するため、漁場利用の関係が複雑化している。 このため、沿岸漁業と沖合漁業の漁業調整や指導を行う。</p>							
事業内容	<p>1 現況 (1) 本道の沖合底びき網漁業は、昭和61年の国際減船で161隻から88隻体制となっていたが、基幹漁業総合再編推進事業（資源管理型）により、平成10年は77隻、平成11年は65隻、平成12年は59隻、平成13年には55隻となり、現在は35隻体制となっている。 (2) 昭和63年に各種沿岸漁業権と、沖合底びき網が資源を守り利用していくための操業指針（素案）を示し、更には平成2年5月に短期的項目等に関する方針として具体案を示し関係者の取組について指導している。</p> <p>2 事業内容 (1) 沖合底びき網漁業と沿岸各種漁業との操業協定に関する指導など (2) 操業指導会議の開催など (3) 漁場競合海域の調整など</p>							

事業名					秋サケ資源回復加速化事業費			実施年度		R3～																					
予算額(千円)		国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 サケマス係																									
R4年度	51,576	—	51,576	—																											
R3年度	53,459	—	53,459	—																											
区分		道単独			実施方法		別記																								
実施主体		北海道			負担区分		別記																								
<p>事業目的</p> <p>秋サケは全道の漁業生産額の約2割を占め、水産関連産業を初めとする地域経済を支える重要な魚種であるが、平成28年より来遊資源が著しく減少し、最低の水準となっている。 このため、秋サケ資源の早急な回復に向けて、関係機関と連携し放流する稚魚の生き残りを高め、秋サケの回帰率向上を図るための対策を実施する。</p>																															
<p>事業内容</p> <p>○秋サケ資源の早期回復に向けた対策</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:45%;">事業内容</th> <th style="width:20%;">実施主体</th> <th style="width:10%;">実施方法</th> <th style="width:15%;">負担区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稚魚の遊泳力強化</td> <td>油脂(DHA)添加餌料の給餌による稚魚の遊泳力強化を全道の海域で実施</td> <td>さけ・ます増殖を目的とする一般社団法人</td> <td>委託</td> <td>道 10/10</td> </tr> <tr> <td>施設整備支援</td> <td>健康な稚魚飼育に必要な増殖施設等の整備や老朽施設の改修に対する支援</td> <td>(公社)北海道さけ・ます増殖事業協会</td> <td>補助</td> <td>道 1/4</td> </tr> <tr> <td>沿岸水温監視</td> <td>沿岸水温のモニタリングによる稚魚の放流適期把握</td> <td>北海道</td> <td>直営</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>												区分	事業内容	実施主体	実施方法	負担区分	稚魚の遊泳力強化	油脂(DHA)添加餌料の給餌による稚魚の遊泳力強化を全道の海域で実施	さけ・ます増殖を目的とする一般社団法人	委託	道 10/10	施設整備支援	健康な稚魚飼育に必要な増殖施設等の整備や老朽施設の改修に対する支援	(公社)北海道さけ・ます増殖事業協会	補助	道 1/4	沿岸水温監視	沿岸水温のモニタリングによる稚魚の放流適期把握	北海道	直営	—
区分	事業内容	実施主体	実施方法	負担区分																											
稚魚の遊泳力強化	油脂(DHA)添加餌料の給餌による稚魚の遊泳力強化を全道の海域で実施	さけ・ます増殖を目的とする一般社団法人	委託	道 10/10																											
施設整備支援	健康な稚魚飼育に必要な増殖施設等の整備や老朽施設の改修に対する支援	(公社)北海道さけ・ます増殖事業協会	補助	道 1/4																											
沿岸水温監視	沿岸水温のモニタリングによる稚魚の放流適期把握	北海道	直営	—																											

事業名					さけ・ます増殖事業安定化特別対策事業費			実施年度		H11～										
予算額(千円)		国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 サケマス係														
R4年度	1,346	572	774	—																
R3年度	1,346	572	774	—																
区分		道単独			実施方法		直営													
実施主体		北海道			負担区分		道10/10、国1/2、道1/2													
<p>事業目的</p> <p>本道におけるさけ・ます増殖事業の円滑な推進体制を確保するため、道がさけ・ますふ化放流計画の策定、来遊資源の予測等さけ・ます増殖事業の統括管理を行うことにより、本道の基幹漁業であるさけ・ます漁業の維持安定を図る。</p>																				
<p>事業内容</p> <p>1 さけ・ますふ化放流計画策定管理費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:60%;">事業内容</th> <th style="width:30%;">実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふ化放流計画策定事務</td> <td>全道さけ・ますふ化放流計画の策定</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>事業進行管理・技術指導</td> <td>民間増殖団体への計画に沿った事業実施や技術の指導</td> <td>北海道</td> </tr> </tbody> </table>												区分	事業内容	実施主体	ふ化放流計画策定事務	全道さけ・ますふ化放流計画の策定	北海道	事業進行管理・技術指導	民間増殖団体への計画に沿った事業実施や技術の指導	北海道
区分	事業内容	実施主体																		
ふ化放流計画策定事務	全道さけ・ますふ化放流計画の策定	北海道																		
事業進行管理・技術指導	民間増殖団体への計画に沿った事業実施や技術の指導	北海道																		

事業名	さけ・ます種苗生産施設整備事業費			実施年度	H29～												
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 サケマス係												
R4年度	366,532	366,466	66			—											
R3年度	316,632	316,566	66			—											
区分	非公共(交付金)			実施方法	別記												
実施主体	別記			負担区分	別記												
事業目的	さけ・ます資源の維持安定を図るため、民間増殖事業団体が実施するさけ・ます種苗生産施設の整備に対し支援を行う。																
事業内容	<p>さけ・ます資源の維持安定を図るため、増殖事業団体が国の「浜の活力再生交付金」を活用して行う、さけ・ます種苗生産施設の整備に対し支援。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>対象経費</td> <td>さけ・ます種苗生産施設整備費</td> <td>事業指導費</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>さけ・ます増殖を目的とする一般社団法人</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>補助</td> <td>直営</td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国1/2、実施主体1/2</td> <td>国1/2、道1/2</td> </tr> </table>					対象経費	さけ・ます種苗生産施設整備費	事業指導費	実施主体	さけ・ます増殖を目的とする一般社団法人	北海道	実施方法	補助	直営	負担区分	国1/2、実施主体1/2	国1/2、道1/2
対象経費	さけ・ます種苗生産施設整備費	事業指導費															
実施主体	さけ・ます増殖を目的とする一般社団法人	北海道															
実施方法	補助	直営															
負担区分	国1/2、実施主体1/2	国1/2、道1/2															

事業名	保護水面管理事業費			実施年度	S29～	
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 遊漁内水面係	
R4年度	7,649	7,649	—			
R3年度	7,801	7,801	—			
区分	道単独			実施方法	直営・委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道10/10	
事業目的	水産資源保護法(昭和26年12月17日施行)に基づき水産資源の保護培養のため知事が指定した「保護水面」及び北海道漁業調整規則に基づき知事が指定した「資源保護水面」の管理を行う。					
事業内容	<p>1 保護水面設定水域 保護水面 : サケ・マス(28河川)、サケ・マス、イトウ(3河川)、サケ・マス、オショロコマ(1河川) 資源保護水面: ヤマベ(12河川)</p> <p>2 管理事業 (1) 水産資源保護法第22条に基づく工事等に係る許可、協議のほか、事前指導を通じて環境保全を図る。 (2) 水面パトロール(密漁防止) ①業務内容 密漁防止、天然産卵床の管理、稚魚の保護、砂利採取、汚水排水等の監視 ②管理方法 漁業協同組合等への委託</p> <p>3 調査事業(さけます・内水面水産試験場) 事業内容 保護水面の生息環境、生息魚類、繁殖状況等の調査(河川) 主な項目 親魚遡上量、天然産卵床、河川環境、魚類相、稚魚の成長、生息密度、植生、流下生物等</p>					

事業名	河川遡上環境改善対策事業費			実施年度	S49～																																					
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 遊漁内水面係																																					
R4年度	13,559	13,559	—																																							
R3年度	1,572	1,572	—																																							
区分	道単独			実施方法	直営・請負・委託																																					
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道10/10・道10/10																																					
事業目的	<p>サケ・マス類にとって、河川は親魚の産卵や稚魚の成育に重要な場所であるが、河川工事による工作物の設置が資源の増大に影響を及ぼしている状況にある。</p> <p>このような状況の中で、保護水面、資源保護水面及びサケ・マス増殖河川など、サケ・マス類の増殖に必要と認められる河川において、親魚の遡上や稚魚の成育、降下ができる河川環境を確保し、サケ・マス類の天然繁殖を助長するため設置した魚道を巡回し、その効果調査、簡易改良及び維持管理を図る。</p>																																									
事業内容	<p>魚道簡易改良・維持補修事業</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>国費</td> <td>道費</td> <td>計</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>—</td> <td>13,559千円</td> <td>13,559千円</td> <td>巡回・維持管理</td> </tr> </table> <p>※魚道設置状況</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>石狩</td> <td>後志</td> <td>檜山</td> <td>渡島</td> <td>胆振</td> <td>日高</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>1河川 5箇所</td> <td>10河川 55箇所</td> <td>9河川 31箇所</td> <td>19河川 42箇所</td> <td>1河川 2箇所</td> <td>6河川 9箇所</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>根室</td> <td>林-叻</td> <td>宗谷</td> <td>留萌</td> <td>全道計</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>1河川 1箇所</td> <td>5河川 16箇所</td> <td>1河川 1箇所</td> <td>5河川 13箇所</td> <td>58河川 175箇所</td> </tr> </table>						区分	国費	道費	計	備考	事業費	—	13,559千円	13,559千円	巡回・維持管理		石狩	後志	檜山	渡島	胆振	日高	箇所数	1河川 5箇所	10河川 55箇所	9河川 31箇所	19河川 42箇所	1河川 2箇所	6河川 9箇所		根室	林-叻	宗谷	留萌	全道計	箇所数	1河川 1箇所	5河川 16箇所	1河川 1箇所	5河川 13箇所	58河川 175箇所
区分	国費	道費	計	備考																																						
事業費	—	13,559千円	13,559千円	巡回・維持管理																																						
	石狩	後志	檜山	渡島	胆振	日高																																				
箇所数	1河川 5箇所	10河川 55箇所	9河川 31箇所	19河川 42箇所	1河川 2箇所	6河川 9箇所																																				
	根室	林-叻	宗谷	留萌	全道計																																					
箇所数	1河川 1箇所	5河川 16箇所	1河川 1箇所	5河川 13箇所	58河川 175箇所																																					

事業名	内水面漁業育成強化対策事業費補助金			実施年度	H5～											
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 遊漁内水面係											
R4年度	324	—	324				—									
R3年度	324	—	324				—									
区分	道単独			実施方法	補助											
実施主体	(一社)北海道内水面漁業連合会			負担区分	道1/2											
事業目的	本道内水面漁業及び養殖業の育成強化を図るため、一般社団法人 北海道内水面漁業連合会が全道の内水面漁業者や養殖業者、一般消費者を対象として実施する情報活動費及び指導研修費について助成する。															
事業内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>事業内容</th> <th>実施主体</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報活動費</td> <td>(1)情報誌(機関紙)の発行 (2)情報収集・発信活動 各種講習会、研修会及び一般消費者を対象とした消費拡大に関する宣伝等</td> <td rowspan="2">一般社団法人 北海道内水面 漁業連合会</td> <td rowspan="2">事業費補助 1/2以内</td> </tr> <tr> <td>指導研修費</td> <td>(1)研修会の開催 (2)会員への技術指導</td> </tr> </tbody> </table>						対象事業	事業内容	実施主体	補助率	情報活動費	(1)情報誌(機関紙)の発行 (2)情報収集・発信活動 各種講習会、研修会及び一般消費者を対象とした消費拡大に関する宣伝等	一般社団法人 北海道内水面 漁業連合会	事業費補助 1/2以内	指導研修費	(1)研修会の開催 (2)会員への技術指導
対象事業	事業内容	実施主体	補助率													
情報活動費	(1)情報誌(機関紙)の発行 (2)情報収集・発信活動 各種講習会、研修会及び一般消費者を対象とした消費拡大に関する宣伝等	一般社団法人 北海道内水面 漁業連合会	事業費補助 1/2以内													
指導研修費	(1)研修会の開催 (2)会員への技術指導															

事業名	外来魚拡散防止総合対策事業費			実施年度	H20～							
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 遊漁内水面係							
R4年度	51	—	51				—					
R3年度	51	—	51				—					
区分	道単独			実施方法	直営							
実施主体	北海道			負担区分	道10/10							
事業目的	外来魚の生息実態を把握し、地域における効果的・継続的な駆除等の対策に向けた取組みを促進するとともに、密放流防止の啓発を実施して外来魚の拡散防止を図る。											
事業内容	<p>○ 地域協議会 駆除に向け、地元関係者間の意見を調整し、必要な対策を実施するため開催する。</p> <p>令和4年度計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施地区</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後志</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>胆振</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>						実施地区	回数	後志	1回	胆振	1回
実施地区	回数											
後志	1回											
胆振	1回											

事業名	内水面漁業・養殖業振興対策事業費補助金			実施年度	R元～								
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 遊漁内水面係								
R4年度	600	600	—										
R3年度	600	600	—										
区分	非公共(交付金)			実施方法	別記								
実施主体	別記			負担区分	別記								
事業目的	減少傾向にある内水面漁業・養殖業の生産量の増大を図るため、資源状況調査や生産工程管理の取組に対して助成する。												
事業内容	<p>国の「浜の活力再生交付金」を活用して行う、資源状況調査や生産工程管理の取組に対し支援。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">対象経費</td> <td> 1 内水面水産資源環境調査分析事業 (1)内水面水産資源量調査 (2)内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 2 養殖生産工程管理促進事業 (1)養殖生産履歴の記録手法の策定 (2)養殖生産履歴の記録手法の普及 </td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>内水面漁協、(一社)北海道内水面漁業連合会</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>補助</td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国1/2、実施主体1/2</td> </tr> </table>					対象経費	1 内水面水産資源環境調査分析事業 (1)内水面水産資源量調査 (2)内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 2 養殖生産工程管理促進事業 (1)養殖生産履歴の記録手法の策定 (2)養殖生産履歴の記録手法の普及	実施主体	内水面漁協、(一社)北海道内水面漁業連合会	実施方法	補助	負担区分	国1/2、実施主体1/2
対象経費	1 内水面水産資源環境調査分析事業 (1)内水面水産資源量調査 (2)内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 2 養殖生産工程管理促進事業 (1)養殖生産履歴の記録手法の策定 (2)養殖生産履歴の記録手法の普及												
実施主体	内水面漁協、(一社)北海道内水面漁業連合会												
実施方法	補助												
負担区分	国1/2、実施主体1/2												

事業名	遊漁調整総合対策事業費			実施年度	S59～	
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 遊漁内水面係	
R4年度	3,671	481	3,070			120
R3年度	4,017	530	3,349			138
区分	道単独(H17税源移譲)、非公共(交付金)		実施方法	直営・補助		
実施主体	北海道・北海道釣り団体連合会		負担区分	道10/10、国1/2 道1/2・道1/2		
事業目的	<p>近年のアウトドア志向の高まりなどから、道民の遊漁を楽しむ機会が増加しているが、一方で漁具の被害、ゴミの放置など多数のトラブルが発生しており、漁業生産活動に支障をきたしている。これらを解消し、漁業の安定的な発展と健全な遊漁の確立を図るため、ルールとマナーの啓発指導や遊漁船業者への指導等を行う。</p>					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者等適正管理推進費 遊漁者におけるルールとマナーの啓発対策等を講じるとともに、海面の円滑な利用を図るため、関係者による協議会を開催する。 また、北海道釣り団体連合会が行う教育研修に要する経費に助成する。 2 遊漁制度構築推進費 船釣りライセンス制や内水面さけ・ます有効利用調査に関する啓発指導等を行う。 3 組織化促進対策費 効果的な啓発対策の実施や地域における自主的なルールづくりに資するため、遊漁者や遊漁船業者の組織化を促進する。 4 遊漁船業法運営指導費 「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく遊漁船業者の登録制度を適正に運営するため、登録業者の検査、指導を実施する。 					

事業名	海外漁場入出域等通報管理費				実施年度	H12～	
予算額(千円)	国	道	その他		担当課・ 係	漁業管理課 国際漁業係	
R4年度	726	484	242	—			
R3年度	726	484	242	—			
区分	非公共(交付金)			実施方法	補助		
実施主体	(一社)北海道水産会			負担区分	国 1/2 道1/4 その他1/4		
事業目的	<p>日ソ地先沖合漁業協定に基づき、ロシア連邦200海里水域で操業する我が国漁船は、ロシア側に漁獲量等の通報を行う義務があり、道内の小型漁船については、水産庁長官通達により(一社)北海道水産会が「情報取りまとめ機関」とされている。</p> <p>これら通報業務の円滑な実施を図るため、(一社)北海道水産会が行う通報業務に対し、助成する。</p>						
事業内容	<p>(一社)北海道水産会が行う次の事業に補助する。</p> <p>1 小型漁船によるロシア水域内での漁獲量等の情報を取りまとめ、国と道に報告するとともに、漁獲量等の操業状況に関する基礎資料の整備を行う。</p> <p>2 ロシア水域へ入域する小型漁船に対する操業指導及び操業調整を行う。</p> <p>(対象漁業種類) 底はえなわ、小型さんま棒受網</p>						

事業名	国際漁業安定対策推進費				実施年度	S48～	
予算額(千円)	国	道	その他		担当課・ 係	漁業管理課 国際漁業係	
R4年度	1,307	—	1,307	—			
R3年度	3,211	—	3,211	—			
区分	道単独			実施方法	直営		
実施主体	北海道			負担区分	道 10/10		
事業目的	<p>日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定に基づく国際漁業については、毎年の漁獲割当量などの操業条件が、日ロ政府間漁業交渉で協議のうえ、決定されている。</p> <p>これらの国際漁業については、本道漁業者の占める割合が高く、かつ、本道の基幹漁業として位置付けられることから、道として、当該漁業の安定を図るため、各種情報収集、洋上会談の開催、外国漁船対策及び漁業交渉への職員派遣等の諸対策を講ずる。</p>						
事業内容	<p>1 国際漁業安定対策 国際漁業の展開は政府間での枠組みが基本となることから、国の対外漁業政策等の情報を的確に把握するとともに、本道要望の実現について中央要請など国に働きかけを行う。</p> <p>2 日ロ洋上会談の開催 ロシア水域内、根室及び宗谷海峡海域における本道漁業者の円滑な操業を確保するため、日ロ双方の監督官等実務者レベルの洋上会談を開催し、協定に係る運用及び操業秩序の維持等についての協議を行う。</p> <p>3 外国漁船対策 外国船による漁具被害の実態調査及び被害の未然防止や早期賠償等のため、関係先との折衝や要望の活動を行う。</p> <p>4 日ロ漁業交渉等派遣 政府間交渉等に道職員を派遣することにより、本道漁業者の要望の積極的な実現に努める。</p>						

事業名				実施年度	
鮭鱒漁獲制限対策費				S54～	
予算額(千円)		国	道	その他	
R4年度	5,236	—	4,881	355	
R3年度	5,248	—	4,881	367	
区分	道単独			実施方法	直営、委託
実施主体	北海道			負担区分	道 10/10
事業目的	<p>小型さけ・ます漁業について、当該漁業の秩序の維持と健全な発展、及びさけ・ます資源の持続的利用を図るため、適切な漁獲管理等を行う。</p>				
事業内容	<p>1 さけ・ます漁獲管理業務 日本200海里水域における小型さけ・ます流し網漁業については、漁獲量を適切に把握し、また、国に対して報告を行うため、漁獲物の水揚げ・検量への立会、及び漁獲報告の集計等を実施する。</p> <p>2 さけ・ます漁業の操業等に係る協議 ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁業については、ロシア連邦法の成立により操業が禁止されたことから、同水域における代替漁法による操業等について国及び地元関係者と協議を行う。</p> <p>3 操業指導費 さけ・ます漁業に関する規制措置に係る遵守指導を実施し、本事業の継続安定を図るため、漁業者等に対する操業指導会議を開催する。</p>				

事業名				実施年度	
根室海峡海域操業秩序確立事業費				H7～	
予算額(千円)		国	道	その他	
R4年度	7,385	4,729	2,656	—	
R3年度	7,745	4,929	2,816	—	
区分	道単独、非公共(交付金)			実施方法	直営、補助
実施主体	北海道、根室管内漁場管理強化施設利用協議会			負担区分	道 10/10、国1/2 道1/4 その他1/4
事業目的	<p>平成10年10月から四島安全操業が開始されているが、根室海峡海域では、だ捕・銃撃等の危険にさらされており、円滑な四島安全操業の確保のためにも、当該海域の今まで以上の操業秩序確立が求められている。 このため、海上保安庁、警察等とも連携を取りつつ、操業秩序確立のための活動及び支援を行う。</p>				
事業内容	<p>1 操業指導・連絡会議の開催 操業秩序の維持とその徹底を図るため、海上保安庁、警察等と連携をとりつつ、関係漁協、漁業者への指導・連絡会議を開催する。</p> <p>2 レーダー監視事業に係る助成 根室管内漁場管理強化施設利用協議会が行う24時間のレーダー監視業務に必要な経費を助成し当該海域における監視体制を強化する。 補助率：3/4以内</p>				

事業名	北海道・ロシア水産交流推進事業費			実施年度	S63～
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 国際漁業係
R4年度	—	4,440	—		
R3年度	—	4,646	—		
区分	道単独			実施方法	直 営
実施主体	北海道			負担区分	道 10/10
事業目的	<p>国際漁業の規制が強化される中であって、本道漁業はなおロシア水域に依存していることから、多様な漁業交流を進めて、その振興を図り、関連する情報を的確に把握する必要がある。</p> <p>このようなことから、本道と関わりの深いロシア極東地域を中心とした水産分野での交流に関する施策を総合的に展開する。</p>				
事業内容	<p>職員の相互派遣研修</p> <p>北海道とロシア極東地域との漁業交流を円滑に促進するため、本年度はサハリン州政府(予定)との間で職員を相互に派遣し、水産情勢全般にわたる研修を行う。</p>				

事業名	北方四島安全操業対策事業費			実施年度	H8～
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 国際漁業係
R4年度	4,191	10,871	—		
R3年度	4,191	11,050	—		
区分	道単独、非公共(交付金)			実施方法	直 営、補 助
実施主体	北海道、北方四島周辺海域操業対策協議会、漁業協同組合			負担区分	国1/2道1/4 その他1/4、道1/2その他1/2
事業目的	<p>根室管内漁業者の永年の悲願であった北方四島周辺海域での操業は、日ロ両国間の信頼関係を基に地域振興や領土問題への環境整備等の役割を担うものであり、道として、当該操業が安定的に継続するよう政府間及び民間漁業交渉等へ職員を派遣するほか、「北方四島周辺海域操業対策協議会」などが行う関連事業に対し支援を行う。</p>				
事業内容	<p>1 資源調査・現地指導等及び政府間・民間交渉への職員の派遣</p> <p>政府間・民間交渉への職員派遣、VMSによる操業管理など適正な操業に向けた指導、四島周辺水域の資源状況調査を行う。</p> <p>2 民間交渉・入出域通報及びオブザーバー受入経費への助成</p> <p>安全操業の継続や円滑な実施を図るため、北方四島周辺海域操業対策協議会が実施する、民間交渉や対口入出域通報、オブザーバー受入経費に対して助成する。</p> <p>補助率：1/2、3/4以内</p>				

事業名	取締体制の強化と指導・取締りの効果的推進			実施年度	S23～	
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 指導取締係	
R4年度	658,522	—	658,522			
R3年度	671,651	—	671,651			
区分	道単独			実施方法	直 営	
実施主体	北海道			負担区分	道 10/10	
事業目的	<p>漁業秩序の維持・確立を図るため、関係機関との連携の強化や取締担当者の資質の向上などを図りながら、漁業取締船の効率的運航や、指導・取締方針に基づく重点的取締りなどに取り組む。</p>					
事業内容	<p>1 取締体制の強化 (1) 本庁取締班、総合振興局及び振興局水産課、取締船の連携強化 (2) 漁業秩序確立連絡会議等を通じた取締関係機関との連携強化</p> <p>2 指導・取締りの効果的推進 (1) 漁業取締船の効率的運航・維持管理による効果的な指導・取締り (2) 指導・取締方針に基づく重点的・効果的取締り (取締り対象等) ・資源の維持・管理を強めなければならない魚種 …………… ケガニ、秋サケ、ナマコ、ウニ、アワビ ・沿岸漁業との協調関係を維持する必要がある漁業等 …………… 沖合底びき網漁業、いか釣り漁業、遊漁 ・国際的信義を維持しなければならない漁業等 …………… 小型さけます漁業、越境操業</p> <p>○ 本年度特に取組み強化を要する課題 ・ケガニ密漁防止対策 ・根室海域(海峡)漁業秩序維持対策 ・オホーツク海海域漁具被害防止対策等 ・ナマコ密漁防止対策 ・秋サケ密漁防止対策</p>					

事業名	密漁防止対策事業費			実施年度	H4～	
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課 指導取締係	
R4年度	7,794	2,000	5,794			
R3年度	7,794	2,000	5,794			
区分	道単独、非公共(交付金)			実施方法	直 営、補 助	
実施主体	北海道、北海道密漁防止対策協議会			負担区分	下 記	
事業目的	<p>密漁防止体制を整備し、重点的な指導取締を実施することにより、漁業秩序の確立を図るとともに漁業者自ら行う密漁防止事業に対して補助することにより、資源管理型漁業の推進を図る。</p>					
事業内容	<p>密漁防止を徹底させるため、特に悪質な違反者を厳しく取り締まることとし、本庁取締班、総合振興局及び振興局、取締船とが連携を強めるなど、海上と陸上とが連携した、効果的かつ重点的な取組みを実施する。 また、漁業者自らの密漁監視・通報体制を指導強化するとともに、海上保安部、警察等の取締機関や関係団体と連携をとりながら総合的な指導・取締対策を進めていく。</p> <p>1 密漁防止対策事業(直営) — 負担区分: 道10/10 (1) 指導・啓発の強化 ・密漁未然防止体制組織の指導 ・各種研修会の開催等による漁業監督吏員・特別司法警察員の資質向上 ・密漁防止のための各種広報活動と、指導会議等の場を活用した啓発指導 (2) 取締体制の整備強化 ・本庁、総合振興局及び振興局における違反情報の収集 ・陸上における視察内偵と取締船の洋上での運航との連携による効果的な取締活動の実施 ・陸上における視察内偵の強化</p> <p>2 密漁防止対策事業(補助) — 負担区分: 漁場監視体制整備経費 国1/2、事業主体1/2 — 負担区分: 漁場監視体制整備経費(譚) 道1/2、事業主体1/2 — 負担区分: 密漁防止啓発・普及経費 国1/2、事業主体1/2 (1) 漁場監視体制の整備 ・監視機材の配布への助成 (2) 密漁防止啓発・普及事業 ・広報活動・ポスター及びチラシの配布、看板の設置等の助成</p>					

事業名	海区漁業調整委員会費 (海区漁業調整委員会等機能強化推進事業費)			実施年度	H13～	
予算額(千円)	国	道	その他	担当課・ 係	漁業管理課	
R4年度	388	194	194			—
R3年度	388	194	194			—
区分	非公共(交付金)			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	国 1/2 道 1/2	
事業目的	<p>我が国周辺の水産資源の状況が悪化していることから、国は、平成13年度に漁業法や資源保護法の改正を行い、資源管理の強化を図ることとなり、海区漁業調整委員会に資源管理に関する役割が新たに追加された。</p> <p>この資源管理機能の強化により、海区漁業調整委員会の専門的公平な立場から、資源の回復や維持増大に寄与するものとする。</p>					
事業内容	<p>(海区漁業調整委員会に強化された機能)</p> <p>①「広域漁業調整委員会」出席 ②「日本海北部会、太平洋北部会」への出席 ③道の資源管理方針等に対する協議検討(北海道連合海区委員会) ④海区事務担当者会議の開催</p>					

事業名	北海道連合海区漁業調整委員会
答申	知事の諮問に対する答申 1 さけ・ます人工ふ化放流計画 2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画
委員会指示	漁業調整等のための委員会指示の発動 1 北海道沖合海域におけるトドの採捕の調整
漁業調整	各種漁業間の漁場競合等に係る調整
担当部署	北海道連合海区漁業調整委員会事務局（漁業管理課内）

事業名	北海道内水面漁場管理委員会
答申	知事の諮問に対する答申
委員会指示	漁業調整等のための委員会指示の発動 1 コイヘルペスウイルス病のまん延防止について 2 さけ・ますの親魚確保のため規制が必要な河川に係る魚類の採捕の禁止について
漁業調整	内水面における遊漁者及び漁業者の水産資源利用に係る調整
担当部署	北海道内水面漁場管理委員会事務局（漁業管理課内）

地域づくり総合交付金（船揚場整備事業）

1 概要

北海道地域振興条例（平成21年北海道条例第51号）に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、配当された予算の範囲内で、総合振興局長及び振興局長が次の各事業について交付金を交付する。

地域づくり推進事業	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業
特定課題対策事業	全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題の解決を目的として市町村等が取り組む事業
市町村連携地域モデル事業	市町村連携地域モデル推進要綱に基づく地域連携ビジョンに掲載した、または掲載予定の事業で、新たに連携市町村が連携して取り組むソフト事業

2 制度の体系

事業区分		交付対象者	上限額	下限額	交付率	
(1) 地域づくり推進事業	ア 一般事業	(ア) ハード系事業	市町村	1億円	500万円	1/2以内
			一部事務組合、広域連合	2億円		
		(イ) ソフト系事業	単一市町村	500万円	50万円	
			一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円		
		振興局長が認める団体	300万円	10万円		
	イ 福祉振興・介護保険基盤整備事業	市町村（政令市・中核市を除く）、一部事務組合、広域連合	-	50万円		
	ウ 地域産業基盤整備事業	(ア) 小規模土地改良事業	市町村、土地改良区、農協、振興局長が認める団体	400万円	50万円	
		(イ) 小規模林道整備事業	市町村、森林組合	100万円 ～ -	10万円 ～ 500万円	
		(ウ) 小規模治山事業	市町村	-	500万円	
		(エ) 船揚場整備事業	市町村	1,000万円	100万円	
エ エゾシカ緊急対策事業	市町村、エゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員である協議会等に限る）	交付対象経費の2割以内	1万円			
オ 集落維持・活性化促進事業	(ア) ハード系事業	市町村	1億円	50万円		
		一部事務組合、広域連合	2億円			
	(イ) ソフト系事業	市町村	500万円			
		一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円			
カ 水資源保全推進事業	市町村	300万円	50万円	1/2以内（森林） 1/3以内（その他）		
(2) 特定課題対策事業	(ア) ハード系事業	市町村	1億円	1,000万円	1/2以内	
		一部事務組合、広域連合	2億円			
	(イ) ソフト系事業	市町村、一部事務組合、広域連合、振興局長が認める団体	2,000万円			500万円
(3) 新型コロナウイルス感染症対策推進事業		市町村	500万円	50万円	1/2以内	
		市町村、一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円			
		振興局長が認める団体	300万円			10万円
(4) 広域連携加速化事業		国の広域連携制度の活用が困難な市町村を1/2以上含む地域（市町村、連携市町村で構成する協議会）	1,000万円	-	定額	

3 船揚場整備事業の概要

(1) 目的

漁港の恩恵に浴しえない沿岸小集落の漁労作業の省力化等による漁業生産の向上を図り漁家経営の安定と地域の恒久的な発展を推進するための生産基盤の整備

(2) 事業内容

漁船保全施設・・・斜路、巻き上げ機、スベリ等

附帯施設・・・波除堤、機械庫等

その他・・・振興局長が特に必要と認める施設

4 本庁担当課・係

総合政策部地域振興局地域政策課地域政策係

水産林務部水産局漁港漁村課計画係

※詳細はウェブサイト参照

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html>

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 水産研究本部 試験研究課題一覧

(R4.4.1現在)

1 水産資源を持続的に利用するための資源管理技術の開発

研究 制度 名	課題名 旧課題名または 事業名	実施概要	実施年度	道総研実施機関 (◎は中心となる機 関)	事業費 (千円) 運営費交 付金充当	運営費交付金以外の 主な財源(負担者) 制度・事業名
経常 研究	保護水面管理事業調査	保護水面河川におけるサクラマスおよび希少種等の魚類の生息状況をモニタリングするとともに、保護水面管理事業の効果を確認する。	S38～	さけます内水試	521 (521)	
経常 研究	ホタテガイ等二枚貝類に関するモニタリング	全道沿岸の有毒プランクトンの出現状況から貝毒力の上昇期および下降期を海域別に推察した結果を関係機関に情報提供し、貝類の計画的出荷に役立てることを目的とする。	S54～	◎中央水試 函館水試 網走水試	3,021 (3,021)	
経常 研究	漁業生物の資源・生態調査研究	北海道の重要漁業生物について、漁業・資源のモニタリング、および生物特性や来遊・分布様式・漁業形成要因などの解明を行い、漁況予測や資源評価の精度向上を図るとともに、資源の維持・増大と計画的な漁業経営に寄与する。	H1～	◎中央水試 函館水試 釧路水試 網走水試 稚内水試 栽培水試	10,661 (10,661)	
経常 研究	海洋環境調査研究	北海道周辺200海里内海域における海洋環境を定期的かつ長期的に調査・分析し、海域や季節毎の海洋の構造と変動やその要因および低次生産力を明らかにする。また、その結果を漁況予測や資源管理対策に活かすとともに、漁業者・道民に情報提供を行う。	H1～	◎中央水試 函館水試 釧路水試 稚内水試	2,684 (2,684)	
経常 研究	さけ・ます増殖事業安定化対策モニタリング調査	北海道の基幹産業であるさけます漁業の維持安定を図り、さけます資源の安定的来遊と適切な期別来遊を実現するため、さけます増殖事業の統括管理に係わる調査研究、技術支援を行う。	H11～	さけます内水試	5,419 (5,419)	
経常 研究	沿岸環境調査	沿岸域における環境情報を全道で統一した調査手法と測定項目でモニタリングし、秋サケ、ホタテガイ、コンブ等重要沿岸資源の安定化にむけた技術開発のための基礎資料とする。併せて、関係機関でデータを共有化し、観測データの有効活用を目指す。	H14～	中央水試	2,608 (2,608)	
経常 研究	内水面漁業養殖業の統計と漁業生物の資源生態・環境調査研究	北海道内の内水面漁業と養殖業の漁獲・生産資料を収集し、統計資料として蓄積を図り、漁業の実態を把握する。また、河川湖沼の漁業資源の維持のために、資源動向の把握と漁業対象種の生物学資料の収集および生息環境のモニタリング調査を実施し、内水面漁業の振興を図る。	H27～	◎さけます内水試 網走水試	2,971 (2,971)	
経常 研究	DHA高含有魚油添加によるサケ・マス回帰率向上効果の検証	急減したサケ・サクラマス資源の回復のため、DHA高含有魚油を餌料に添加して投与したサケ稚魚とサクラマス幼魚の種苗性と回帰率向上への効果を事業規模で検証する。	H30～R4	さけます内水試	1,048 (1,048)	
経常 研究	資源生態解明に向けたシシャモの環境応答に関する研究ー成長・生残と成熟ー	環境要因がシシャモの成長や生残、産卵時期や量に与える影響を飼育試験から明らかにする。	R3～R6	栽培水試	1,300 (1,300)	

経常研究	道東太平洋におけるヤナギダコ資源評価手法の高度化と漁獲メカニズムの解明	道東太平洋において、標準化CPUE（漁獲努力量あたりの漁獲量）をベースにしたヤナギダコの資源評価システムを構築する。ヤナギダコの移動特性の調査と漁場周辺の水温観測を同時に実施し、空つり縄による漁獲メカニズムを明らかにする。	R3~R4	釧路水試	1,280 (1,280)	
経常研究	ホッケ道北系群の若魚期の定量調査にむけた採集方法の確立	ホッケ道北系群資源の加入量早期把握に向けて、若魚期を対象とした適切な採集方法を確立する。	R3~R4	稚内水試	860 (860)	
経常研究	メガネカスベの資源管理に向けた調査・評価手法の開発	北海道周辺海域におけるメガネカスベ資源について適切な調査・評価手法を開発する。	R3~R5	稚内水試	2,409 (2,409)	
経常研究	試験調査船の直接測流による積丹半島以北における対馬暖流北上流路の解明	試験調査船の直接測流と既存の海洋モデルの結果により、積丹半島以北の対馬暖流の北上流路およびその季節・経年変化を明らかにする。	R4~R6	稚内水試	649 (649)	
職員研究奨励事業	サケふ化放流事業が遺伝子修飾機構（DNAのメチル化）に及ぼす影響に関する研究	遡上してきたふ化場魚と野生魚の遺伝子の修飾状態の差の有無を把握するとともに、人工的な飼育環境が与える影響について調査を行う。	R4	さけます内水試	995 (995)	
一般共同研究	オホーツク沿岸の海洋環境とサケ・マス資源の持続的管理に関する研究	オホーツク海東部と中部においてサケ・マス稚魚放流後の沿岸環境をモニタリングし、サケ・マス資源の変動に及ぼす沿岸環境の影響を調べる。さらに野生魚も含む回帰資源を評価することにより、持続的なサケ・マスの資源利用に向けた効果的な管理方策の検討資料を得る。	H22~	さけます内水試	2,700 (0)	共同研究負担金 （（一社）北見管内 さけ・ます増殖事業 協会）
公募型研究	水産資源調査・評価推進委託事業	水産資源調査を抜本的に拡充し、情報収集体制を強化することにより、改正漁業法下の資源管理体制に適応した資源評価・管理の実施や資源評価対象資源の拡大を図る。	R1~	◎中央水試 函館水試 釧路水試 網走水試 稚内水試 栽培水試	124,566 (0)	国委託金（水産庁） 水産資源調査・評価 推進委託事業
公募型研究	水産資源調査・評価推進事業（補助事業）	低位水準の水産資源の回復を図るためには資源管理の強化が必要であり、そのためには科学的根拠となる資源評価の精度向上及び充実が必要である。このため、資源量等を把握するためのデータ収集体制を強化するとともに、資源変動メカニズムを分析する。	H26~	◎釧路水試 中央水試 栽培水試 稚内水試 函館水試	2,413 (0)	国補助金（水産庁） 水産資源調査・評価 推進事業（補助事 業）（1資源量推定 等高精度化推進事 業、2国際水産資源 変動メカニズム等解 析事業）
受託研究	北海道における秋サケの地区別来遊状況調査	道内各地区における秋サケ来遊数の変動要因に係る情報を収集・分析し、漁業者や関係者に対して当該年度の資源状況の情報を提供する。来遊状況が思わしくないと予想される地区での種卵確保や安定的な秋サケの資源造成に向けた情報を提供する。	H19~	さけます内水試	440 (0)	その他委託金 （北海道定置漁業協 会）
受託研究	網走地区サケ漁獲量安定化のためのモニタリング調査	放流後、網走沿岸に滞泳するサケ稚魚を採集して、稚魚の分布や成長の年変動データを蓄積し、同海域のサケの資源変動要因に関わる知見を得る。	H19~	さけます内水試	1,100 (0)	その他委託金 （網走漁協）

受託研究	石狩湾系ニシンの漁況予測調査	北海道日本海沿岸において重要な漁業資源である石狩湾系ニシンについて、漁業情報に基づく資源評価と、その他の野外調査を組み合わせた資源予測を実施するとともに、その精度向上に向けた技術的改良を図る。	H20～	◎中央水試 稚内水試	1,400 (0)	その他委託金 (日本海北部ニシン栽培漁業推進委員会)
受託研究	秋サケ資源低迷の原因解明モニタリング調査	近年サケ資源が低位で推移している地区において、資源変動の解析に必要な生物情報や海洋環境に関するモニタリング調査を実施することにより、秋サケ資源変動に関与する環境要因を抽出するとともに、餌料への油脂添加効果の検証を行うことで資源回復に向けた対策を提案する。	H22～	さけます内水試	2,250 (0)	その他委託金 (（公社）北海道さけ・ます増殖事業協会)
受託研究	北海道資源生態調査総合事業業務委託	水産資源の持続的利用を目指し、資源評価結果などの科学的知見に基づき、関係漁業の実態に見合った資源管理対策を検討するために必要な調査を実施する。	H23～	◎中央水試 函館水試 釧路水試 網走水試 稚内水試 栽培水試 さけます内水試	12,721 (0)	その他委託金 (北海道資源管理協議会) 北海道資源生態調査総合事業業務委託

2 水産物を安定供給するための増養殖技術の開発

研究制度名	課題名 旧課題名または事業名	実施概要	実施年度	実施機関 (◎は中心となる機関)	事業費 (千円) 運営費交付金充当	運営費交付金以外の 主な財源(負担者) 制度・事業名
重点研究	道産ガゴメの生産性を向上する促成養殖生産システムの開発	道南海域における有用コンブ類・ガゴメの生産拡大を目指して、成熟誘導による早期種苗生産と漁場環境特性に適した養殖工程を組み合わせたガゴメ促成養殖技術を開発し、天然物に匹敵する品質の製品を安定供給する生産体系を構築する。	R3～R6	◎函館水試 中央水試	8,000 (8,000)	
経常研究	持続的な増殖事業を推進するためのサケ科魚類遡上親魚の病原体サーベイランス	北海道の持続的なさけます増殖事業の推進のために、サケやサクラマス遡上親魚について、多大な被害をもたらす可能性が高い疾病や北海道における未侵入疾病の病原体保有状況を把握するとともに、病魚の検査を適時行い、その結果を踏まえて親魚から稚魚への感染を防ぐためのより有効な防疫対策の構築に向けた技術開発を行う。	H27～	さけます内水試	1,067 (1,067)	
経常研究	北海道の海水を用いた魚類養殖の技術開発と効率化に関する研究	養殖事業が見込めるサクラマスとアイナメを研究対象とする。サクラマスは選抜育種のため、海水飼育した高成長個体を淡水に移行する時期の検討および海水中での最終成熟・再生産の可能性について検討する。アイナメは種苗生産の効率化・安定化技術を確立し、幼魚から出荷サイズまでの成長を追跡し、養殖適性を明らかにする。	R1～R4	栽培水試	1,481 (1,481)	
経常研究	自然産卵を利用したサケの資源増殖効果に関する研究	サケ資源の持続的利用に向けて、心化放流だけでなく自然産卵を組み合わせるサケの資源増殖を推進するため、サケが自然産卵していない河川に親魚を遡上させた場合の適正な産卵親魚数を明らかにするとともに、産卵から稚魚期までのサケの減耗機構を明らかにする。	R1～R5	さけます内水試	1,656 (1,656)	
経常研究	道内の養殖サケマス類に発生する変異型ウイルス性疾患の実態解明と防疫対策に関する研究	近年発生する伝染性造血器壊死症（IHNV）やサケ科魚類ヘルペスウイルス病（OMVD）は、従来とは異なる性状を示すことからウイルスの性状が変異していることが考えられる。道内養殖場における変異型ウイルス性疾患の実態を解明するとともに、本疾患の新たな予防技術を開発する。	R2～R4	さけます内水試	1,705 (1,705)	
経常研究	リシリコンブ養殖の安定生産に貢献する種コンブの育成環境についての技術開発	リシリコンブの養殖工程において適切なスリ作業の時期と海洋環境の対応関係を明らかにすることと、秋に確実に再生長する種コンブの形態を数値で判別する指標を求め、利礼地区のリシリコンブ養殖に必要な種コンブを安定的に確保し漁業者の作業内容の明確化と労力軽減を図る。	R2～R4	稚内水試	1,129 (1,129)	

経常研究	環境情報を活用した養殖ホタテガイ稚貝の順応的管理手法の構築	海洋・気象観測データと稚貝の育成記録を詳細に相互分析し、稚貝へい死に関わる環境要因を抽出し、へい死に関わる環境要因の効率的な観測方法を検討する。また、育成条件別の稚貝育成試験によってへい死低減効果を検証し、稚貝がへい死に至る機序の解明に取り組むとともに、噴火湾の環境変動に対応した稚貝の順応的管理手法を構築する。	R2~R4	◎函館水試 中央水試 栽培水試	2,540 (2,540)	
経常研究	北海道西海岸とサハリン南海岸における海洋環境とコンブ群落構造の関係解明（水産国際共同調査）	減産が顕著な礼文地区を始めとして、リシリコンブ資源が豊富な厚田とサハリンのアントノバとボグダノビッチ、日本海にあり比較的コンブが豊富な神恵内地区、磯焼けでコンブが見られない泊地区でコンブと海洋環境を同時に調査し各地区を相互に比較する。	R2~R6	◎中央水試 稚内水試 水産研究本部	1,155 (1,155)	
経常研究	磯焼け環境下におけるホソメコンブ群落の形成条件に関する研究	磯焼け環境下でのコンブ群落の形成とそれに関わる環境諸要因の関係について、海洋構造等のマクロ視点での検証と沿岸の地形なども考慮したマイクロ視点での検証を組み合わせ、コンブ群落形成阻害要因の解明に迫るとともに、対象海域の条件を考慮した磯焼け対策適応マップの作成に向けた基礎資料を得る。	R3~R6	◎中央水試 釧路水試	2,687 (2,687)	
経常研究	音響計測手法を用いた大型海藻類の群落判別技術の開発	計量魚群探知機を用いた音響計測手法により、コンブ漁場に存在する大型海藻類の群落をコンブ類、ホンダワラ類、アマモ類の3種に判別する新技術を開発する。	R3~R5	釧路水試	1,280 (1,280)	
経常研究	養殖用種苗生産技術の開発に向けた道産エゾイシカゲガイの生物特性解明	道東海域におけるエゾイシカゲガイ天然母貝の成熟度を調査することにより、人工種苗生産に必要な産卵時期の推定を行うと共に産卵誘発や人工授精に関する手法を検討する。また、幼生や稚貝の飼育実験により、種苗生産を行う上で基礎条件となる好適水温や適正飼育密度、必要な基質の種類などの生物特性を把握する。	R3~R5	◎栽培水試 釧路水試	1,250 (1,250)	
経常研究	マツカワの種苗生産施設でみられた新興感染症の診断および治療・予防技術の開発	シュードモナス病等が原因の感染症によるマツカワ種苗の死亡被害を防ぐため、感染症の診断技術を開発し、予防・治療法の開発のための予備試験等を行う。	R3~R5	◎さけます内水試 栽培水試	1,677 (1,677)	
経常研究	ワカサギのピン式ふ化器での受精卵の防カビ代替法試験	ピン式ふ化器で行うワカサギ受精卵の管理において、銅や他金属を用いた試験を行い、ミスカビを抑制する代替法を開発する。	R3~R4	網走水試	350 (350)	
職員研究奨励事業	全雌生産を目指した安全なサクラマス性転換手法の開発	食品を用いて、安全に遺伝的雄を機能的雌に性転換（偽雌作出）する手法を開発する。	R4	さけます内水試	1,000 (1,000)	
一般共同研究	ヒラメアクアレオウイルス感染症の親魚検査技術の改良に関する研究	ヒラメアクアレオウイルス感染症の親魚検査に用いるための中和試験法の最適条件を検討する。検討した中和試験法を用いて栽培漁業振興公社が飼育するヒラメ親魚を検査し、親魚の感染履歴を明らかにする。	R3~R5	◎さけます内水試	2,000 (0)	共同研究負担金 （北海道栽培漁業振興公社）
一般共同研究	ヒメマスの閉鎖循環式養殖に関する実証研究	非公開	R3~R5	◎さけます内水試	1,000 (0)	共同研究負担金 （伊藤組土建（株））
一般共同研究	サーモン養殖に適した閉鎖循環式養殖システム（RAS）の実用化に関する研究	非公開	R3~R5	◎さけます内水試	3,000 (0)	共同研究負担金 （三菱ケミカル（株））

一般共同研究	ポテトプロテインの利用性向上に関する実用研究	非公開	R3~R4	◎さけます内水試食加研	1,000 (0)	共同研究負担金 (株)カネカ
道受託研究	魚類防疫対策調査検査業務	魚類の伝染性疾患の発生予防・まん延防止を目的として、養殖場の調査、監視や、疾患の発生予防、まん延防止に係る調査・検査を行う。	H25~	◎さけます内水試	3,710 (0)	道委託金 (国交付金) 魚類防疫対策調査検査業務
公募型研究	養殖業成長産業化技術開発事業	サクラマス北海道および東北における養殖系統や天然集団を交配し、選抜基礎集団を作出する。また、成長と遺伝的な特徴から選抜育種を行う上での基礎的な遺伝情報を収集する。	R1~R5	◎さけます内水試栽培水試	5,369 (0)	国委託金(水産庁) 養殖業成長産業化技術開発事業
公募型研究	さけ・ます等栽培対象資源対策事業	我が国におけるさけ・ます類、とりわけサケは、放流稚魚の回帰率低下により、近年資源は減少傾向にある。その要因として、気候変動の影響により河川や沿岸域における稚魚の生残率低下が示唆されている。本研究課題では、サケの減耗要因を解明するとともに、気候変動の影響を受けにくい稚魚を事業規模で育成・放流するための技術開発を目指す。	R1~R5	さけます内水試	8,459 (0)	国委託金(水産庁)
公募型研究	ザラボヤ被害防止ネットワーク構築委託事業	噴火湾海域において、ヨーロッパザラボヤの漁業被害軽減対策を漁業関係者等が連携して効果的・効率的に実施するため、付着状況のモニタリングおよび情報配信を行う。併せて、漁業被害軽減対策によるホタテガイの生産低減防止効果の評価も行う。	R2~R4	函館水試	1,000 (0)	国委託金 (特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構) ザラボヤ被害防止ネットワーク構築委託事業
受託研究	ホタテガイ成長モニタリング調査	長年実施しているホタテガイと海洋環境のモニタリングに加え、より詳細な春季の餌料環境の把握を行い、「オホーツク海外海放流ホタテガイ貝柱歩留不良予報」の精度向上に向けたデータ蓄積を目的に実施する。	R2~R4	網走水試	2,300 (0)	その他委託金 (北海道ほたて漁業振興協会) 生産基盤整備対策事業
受託研究	噴火湾養殖ホタテガイ生産安定化試験	噴火湾の養殖ホタテガイの稚貝のできが悪い年は、夏季に共通する環境特性が認められる。育成不良年の夏季に起きている事象の実態解明を目的として、広域かつ詳細な噴火湾沿岸の環境調査を実施する。	R3~R5	◎函館水試栽培水試	2,000 (0)	その他委託金 (北海道ほたて漁業振興協会)
受託研究	日本海養殖ホタテガイ生産安定化試験	ホタテガイ養殖工程における海洋環境、生残、成長等の調査を行い、へい死との関連を検討する。また、養殖密度低減による改善の可能性について検討する。ヨーロッパザラボヤの付着量のモニタリングからその発生に年変動が生じる要因を解析し、被害を低減する養殖方法を検討するうえで必要な知見を得る。	R3~R5	◎中央水試稚内水試	1,900 (0)	その他委託金 (北海道ほたて漁業振興協会)
受託研究	外海域におけるホタテガイ稚貝生産技術改善調査	外海域におけるホタテガイ稚貝の生産技術を改善するために、夏季の成長不良や冬季のへい死リスクの評価を目的とした、高水温ストレスと養殖籠および籠内の貝の動揺に着目した評価技術の開発を目指す。	R3~R5	◎網走水試中央水試	3,500 (0)	その他委託金 (北海道ほたて漁業振興協会)
受託研究	コンブ養殖漁業振興研究Ⅱ	コンブ養殖で発生している種々の問題を改善するとともに、海洋環境に対応した養殖技術の改良に取り組む。	R3~R5	函館水試	1,500 (0)	その他委託金 (函館市) コンブ養殖漁業振興研究事業

3 地域水産業の振興のための技術開発

研究制度名	課題名 旧課題名または事業名	実施概要	実施年度	実施機関 (◎は中心となる機関)	事業費 (千円) 運営費交付金充当	運営費交付金以外の 主な財源(負担者) 制度・事業名
重点研究	既存施設を有効に活用した道産エゾバフンウニの効率的な種苗生産体系の開発	適正な密度調整と水質管理を容易に実施できる育成手法と、これに適した給餌系列を開発し、エゾバフンウニ人工種苗の成長及び生残を向上させる新たな種苗生産体系を構築する。	R2~R4	函館水試	7,000 (7,000)	
重点研究	秋から冬に行うキタムラサキウニの養殖技術開発	未利用なキタムラサキウニ天然資源を活用した秋から冬のウニ養殖を確立するため、飼料コスト低減法と養殖生産物の特徴に合わせた保存・加工法を開発し、事業採算性を評価する。	R4~R6	◎栽培水試 工業試験場	7,679 (7,679)	
経常研究	栽培漁業技術開発調査	種苗の生産、放流、放流効果調査等、栽培漁業技術に関する試験研究を進めることにより、各地域が必要としている技術の開発を促進し、本道における栽培漁業の積極的な推進を図る。	H22~	◎栽培水試 中央水試 函館水試 釧路水試 稚内水試 さけます内水試	11,747 (11,747)	
経常研究	マナマコ資源増大Ⅲーマナマコ人工種苗放流技術マニュアル化試験ー	これまでに胆振・檜山管内で放流された種苗の成長、生存年数ならびに漁獲回収率等に基づき放流に適したサイズ、時期、場所などを明らかにして放流技術マニュアルを作成する。	H30~R4	◎函館水試	4,684 (4,684)	
経常研究	栽培漁業基盤調査研究(アカガイ属二枚貝の増養殖に向けた基盤研究)	アカガイをはじめとするサルボウガイ、クイチガイサルボウなどアカガイ属について、本道における増養殖の可能性を検討するため、種苗生産技術開発試験に必要な親貝の探索を行う。得られた親貝を用いて産卵誘発など種苗生産に関する試験を行う。	R4~R8	◎栽培水試	609 (609)	
経常研究	日本海南部ニシン栽培漁業調査研究	ニシン稚魚の放流効果向上のため、檜山海域の水温変動や餌料生物の出現変動などの環境要因と、稚魚の活力が高い水温・サイズの組み合わせから最適な放流時期(サイズ)を検討する。	R4~R8	中央水試	1,223 (1,223)	
経常研究	環境DNAを用いたヤマトシジミ資源量推定に向けた基礎的研究	網走湖のシジミ資源量推定に向けて、環境DNA分析手法が利用可能かを検討し、湖水中の環境DNA濃度とヤマトシジミの生物量との関係を調べ、シジミ資源量推定に向けた適切な採水条件と採水地点数を検討する。	R2~R4	◎さけます内水試 網走水試	1,734 (1,734)	
経常研究	北海道日本海中南部における地域特産食用海藻類3種の増養殖技術の開発	磯焼けが進行したため磯根資源の減少が深刻な北海道日本海中西部において、地域特産食用海藻3種類(石狩ワカメ、磯谷コンブ、厚田コンブ)の増養殖技術を開発し、地域展開することで、地域の漁業振興を推進する。	R2~R4	中央水試	500 (500)	
経常研究	道内日本海沿岸の漁村集落の生活環境向上と産業振興の相乗的展開に向けた基礎研究	道内日本海沿岸漁村集落の現状把握と将来予測から持続性を評価する。本研究で得られた知見に基づき、漁村集落の振興対策に関する研究へ展開する。	R2~R4	◎北総建水研本部 中央水試	1,000 (1,000)	

経常研究	アサリ漁業の生産性を向上させる漁獲機械の開発と機械耕耘効果の検証	アサリ漁獲機械の開発および機能改良に取り組み、機械堀と手堀の漁獲効率を比較する。また、農業用小型機械を用いた漁場耕耘の効果とその持続性を明らかにする。	R4~R6	釧路水試	894 (894)	
公募型研究	ワカサギ資源回復のための放流種苗用餌料と資源推定手法の開発	ワカサギ人工種苗の生残を高めるために、放流仔魚の初期餌料として培養が確立されていない低温低塩分ワムシ餌料を作成する。また、資源推定の技術開発では魚探を用い、より効率的で精度を向上させた手法の確立を目指す。	H30~R4	◎さけます内水試 釧路水試 栽培水試	950 (0)	国委託金（水産庁） 環境収容力推定手法開発事業
受託研究	後志南部海域産ニシン親魚を使用した資源増大事業	後志南部海域において、ニシンの地場採卵および稚魚放流を実施し、放流後の摂餌状況や餌料環境を調べることにより、当海域に適した放流方法を検討する。	R2~R4	中央水試	703 (0)	その他委託金（後志南部地域ニシン資源対策協議会） 後志南部海域産ニシン親魚を使用した資源増大事業

4 ICTを活用した次世代型漁業技術の開発

研究制度名	課題名 旧課題名または事業名	実施概要	実施年度	実施機関 (◎は中心となる機関)	事業費 (千円) 運営費交付金充当	運営費交付金以外の主な財源（負担者） 制度・事業名
職員研究奨励事業	係留型気球を使った連続モニタリング技術の開発	係留型気球を用いた連続撮影法を確立し、画像解析に耐えられる撮影条件を検討する。そして得られた画像を解析し、養殖施設の沈降と密漁（河口周辺）の監視を目標とした、画像の可視化を試みる。	R4	網走水試	1,000 (1,000)	

5 水産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発

研究制度名	課題名 旧課題名または事業名	実施概要	実施年度	実施機関 (◎は中心となる機関)	事業費 (千円) 運営費交付金充当	運営費交付金以外の主な財源（負担者） 制度・事業名
戦略研究	道産の食品素材を用いた調味料の製造技術開発	北海道産の素材を原料とし、風味に優れた調味料の利用を目指し試作実証を行う。	R2~R6	◎釧路水試 中央水試 網走水試 林産試	4,374 (4,374)	
経常研究	道産養殖ニジマスの冷凍・解凍処理による刺身食材の品質コントロール技術開発	道産養殖ニジマスの更なる消費拡大のため、特徴ある刺身食材を安定供給するための技術開発が求められており、冷凍・解凍処理の効果的な組み合わせによる品質コントロール技術を開発する。	R2~R4	◎網走水試 中央水試	953 (953)	
経常研究	冷凍ナガコンブの生産流通システム構築に係る基礎試験	冷凍ナガコンブの加工原料特性を評価する。また、水揚げから冷凍ナガコンブの製造・流通にわたる品質保持条件を明らかにする。	R3~R4	釧路水試	1,000 (1,000)	

経常研究	生鮮ホタテ風の食味を持つホタテガイ貝柱加工品の製造技術開発	ホタテガイ消費拡大のため、低温加熱による加工条件の違いがホタテガイ貝柱の食感や成分に及ぼす影響について明らかにし、生鮮ホタテ風の食味をもつ新たなホタテガイ貝柱加工品の製造技術を開発する。	R3~R4	網走水試	1,000 (1,000)	
公募型研究	新鮮度測定法（K値）の魚類以外の適応種の検証	新鮮度測定法（K値）の魚類以外の妥当性を明らかにするため、甲殻類（ホッコクアカエビ）と軟体動物類（ホタテガイ）の冷蔵保管におけるK値の変化を蓄積する。また、K値の鮮度指標としての適応性を検証する。	R3~R5	中央水試	2,000 (0)	その他委託金 （国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 生物 系特定産業技術研究 支援センター） イノベーション創出 強化研究推進事業
職員研究 奨励事業	「美味しく減塩！」新加工技術による水産乾製品の減塩効果	非公開	R4	釧路水試	1,000 (1,000)	
受託研究	乾貝柱の高品質維持および生産安定化に関する研究-II	道産乾貝柱製品の品質調査および乾燥工程の違いが品質に及ぼす影響について明らかにする。	R3~R5	◎網走水試	2,200 (0)	その他委託金 （北海道ほたて漁業 振興協会）

6 水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発

研究 制度 名	課題名 旧課題名または 事業名	実施概要	実施年度	実施機関 （◎は中心となる機 関）	事業費 （千円） 運営費交 付金充当	運営費交付金以外の 主な財源（負担者） 制度・事業名
重点 研究	中小型漁船で漁獲された道産マイワシの消費拡大のための高鮮度保持技術の開発	中小型漁船で漁獲されたマイワシの漁獲から消費地までの高鮮度保持技術を開発し、消費拡大を図る。	R2~R4	◎釧路水試 エネ環地研	6,500 (6,500)	
重点 研究	貝類の循環濾過蓄養システムの開発	ヤマトシジミの蓄養による品質向上のため、効率的な濾過を実現できる簡易な循環濾過システムを開発し、北海道産ヤマトシジミの高付加価値化を図る。	R3~R5	◎網走水試 中央水試 林業試験場	6,410 (6,410)	
経常 研究	高鮮度ホッケを活用した付加価値向上技術の開発	道産ホッケの消費拡大を図るため、高鮮度ホッケを活用した生食用冷凍商材およびかまぼこ製品の製造技術を開発する。	R4~R6	◎中央水試 食加研	1,212 (1,212)	
経常 研究	発酵菌床を活用した水産発酵食品の製造技術の開発	伝統製法で製造された水産発酵食品より分離した菌株を増殖させた発酵菌床の製造条件を明らかにする。	R4~R6	◎食加研 中央水試	1,200 (1,200)	

7 未利用水産資源を活用した研究開発

研究制度名	課題名 旧課題名または事業名	実施概要	実施年度	実施機関 (◎は中心となる機関)	事業費 (千円) 運営費交付金充当	運営費交付金以外の主な財源(負担者) 制度・事業名
公募型研究	食品製造残渣及び水産系廃棄物を活用した養殖サーモン成魚用の低コスト飼料の開発	3つの食品製造残渣(テンブシ廃液由来タンパク、サーモン残渣オイル、水産系廃棄物)を北海道特有の養魚用低コスト飼料原料として活用し、養殖サーモン成魚用低コスト飼料を開発することを主目的とする。その開発にあたっては、養殖魚の飼育成績だけでなく、肉質も加味したものとし、開発品のユーザー拡大を図る。	R2~R5	◎さけます内水試 栽培水試 釧路水試 工ネ環地研	7,712 (0)	道補助金(北海道環境生活部) 循環資源利用促進重点課題研究開発事業
公募型研究	甲殻類廃棄物からの調味素材化技術の開発	甲殻類由来の廃棄物に含まれる有用成分を調査し、調味素材としての価値を明らかにする。また、これら廃棄物の処理方法や加工方法を検討し、魚醤やエキス調味料として活用するための素材化技術開発を目指す。	R2~R4	釧路水試	1,312 (0)	道補助金(北海道環境生活部) 循環資源利用促進重点課題研究開発事業
公募型研究	「カキ殻」を用いたウップルイノリ(高級イワノリ)漁場回復対策	寿都町で廃棄されるカキ殻を基質として利用して、地元でも取り組める簡易なウップルイノリ種苗の量産技術を開発する。また、イワノリ漁場回復のための種苗添加技術の開発を行う。	R2~R4	中央水試	392 (0)	道補助金(北海道環境生活部) 循環資源利用促進重点課題研究開発事業
公募型研究	「ホタテガイ貝殻」を用いたマガキシングルシード種苗生産技術開発	北海道で大量に発生している産業廃棄物であるホタテガイ貝殻を基質として用いるマガキシングルシード作成技術を開発し、ホタテガイ貝殻の新たな活用策を提案することを目的とする。	R2~R4	中央水試	912 (0)	道補助金(北海道環境生活部) 循環資源利用促進重点課題研究開発事業

8 水域環境保全と海域高度利用技術の開発

研究制度名	課題名 旧課題名または事業名	実施概要	実施年度	実施機関 (◎は中心となる機関)	事業費 (千円) 運営費交付金充当	運営費交付金以外の主な財源(負担者) 制度・事業名
経常研究	サクラマス資源の持続的利用に向けた環境修復効果の評価と資源評価手法の開発に関する研究	環境修復による自然再生産資源の回復効果を検証するとともに、資源状態の評価手法と遊漁の影響評価手法を開発し、サクラマス資源の持続的利用に向けた技術的基盤を確立する。	H30~R4	さけます内水試	1,530 (1,530)	
経常研究	気候変動による海洋環境の変化がサケの資源変動や回帰行動に与える影響の解明	サケ漁業を持続可能なものにするため、サケ漁業と海洋環境データの分析やアーカイバルタグによる行動記録の解析を行い、効果的な放流手法や漁獲規制措置手法を提案する。また、サケの生残と回帰行動について将来予測を行う。	R4~R7	さけます内水試	2,494 (2,494)	
道受託事業	岩宇海域のホソメコンブ群落形成・維持に寄与する「流れ」効果のフィールド検証	岩宇海域のホソメコンブ繁茂状況の異なる複数の調査地点において、海洋環境(水温、塩分、栄養塩)、流況およびホソメコンブ群落規模を調査し、各地点の環境条件および群落規模を比較することで、「流れ」の栄養塩供給促進効果を検証し、ホソメコンブ群落の形成および維持への影響を把握する。	R2~R4	水産研究本部(原子力環境センター駐在)	1,352 (0)	

道 受託 事業	非定常時の海洋環境が 岩宇沿岸域の基礎生産 に及ぼす影響の評価	岩宇沿岸河川流入域において、気象イベント が起きた非定常時の海洋環境と海藻群落 規模および植物プランクトン分布を把握す ることで、非定常時を含めた海洋環境がこ れら基礎生産者に及ぼす影響を評価する。	R2~R4	水産研究本部（原子 力環境センター駐 在）	1,648 (0)	
公募 型研 究	有害生物出現調査並び に有害生物出現情報収 集・解析及び情報提供 委託事業（大型クラゲ 出現調査及び情報提供 事業）	一般社団法人漁業情報サービスセンター （JAFIC）が実施する全国統一調査に協力 して、沿岸定点調査および調査船による沖 合目視調査を行い、大型クラゲの出現予測 等の対策に役立てる。	H18~	◎中央水試 函館水試	1,258 (0)	その他委託金 （（社）漁業情報 サービスセンター） 有害生物出現情報収 集・解析及び情報提 供委託事業
公募 型研 究	有害生物被害軽減実証 委託事業（トド出現実 態・生態把握調査）	トドの来遊状況（来遊個体の生物学的特 性、来遊個体数の把握など）や食性、漁業 被害に関する科学的データの収集と解析を 行い、トド採捕数の見直しや漁業被害軽減 手法開発のための資料を収集する。	H20~	◎稚内水試 中央水試	6,707 (0)	国委託金 （特定非営利活動法 人水産業・漁村活性 化推進機構） 有害生物（トド）生 態把握調査及び被害 軽減技術開発等委託 事業
公募 型研 究	有害生物(オットセイ)生 態把握調査	道西日本海を中心としたオットセイによる 漁業被害への軽減対策検討に必要な情報を 得るために、被害実態の把握と、オットセ イの生態学的知見（生物特性、食性、回 遊、分布、および系群）の収集・解析を行 う。	H30~R4	◎中央水試 稚内水試	9,997 (0)	国委託金（水産庁） 有害生物調査及び情 報提供委託事業
公募 型研 究	世界自然遺産・知床を はじめとするオホーツ ク海南部海域の海水・ 海洋変動予測と海洋生 態系への気候変動リス ク評価	海洋生態系・生物多様性への温暖化リス クを同定するため、海水・海洋環境変動シ ミュレーションを開発し、海水消失可能性 とその気候条件を導出する。また、観測 データ解析により気候変動に対する知床地 域の海洋・海水応答機構を明らかにする。	R3~R5	◎釧路水試	650 (0)	その他委託金 （独立行政法人環境 再生保全機構） 環境研究総合推進費 （環境問題対応型研 究）
公募 型研 究	赤潮の発生メカニズム 解明等による発生予察 手法の開発及び赤潮原 因プランクトンの水産 物に対する毒性の影響 等の調査	赤潮発生メカニズムの解明及び発生予察に 要する環境要因の調査を行い、予察手法を 開発する。新たに確認された赤潮原因プ ランクトンの水産生物に対する毒性の影響 等の調査を実施する。	R3~R4	◎中央水試 函館水試 釧路水試 栽培水試 さけます内水試	15,276 (0)	国委託金（水産庁） 北海道赤潮対策緊急 支援事業
公募 型研 究	広域モニタリング技術 の開発（補助）	赤潮原因プランクトンの出現・増殖を早期 に捉えるために必要な広域モニタリング 技術を開発する。	R3~R4	中央水試	35 (0)	国委託金（水産庁） 北海道赤潮対策緊急 支援事業

III 參考資料

北海道水産業・漁村振興条例

平成 14 年 3 月 29 日条例第 3 号
改正 平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策（第 7 条—第 21 条）

第 3 章 北海道水産業・漁村振興審議会（第 22 条—第 29 条）

附則

前文

北海道は、四方を海に囲まれ、豊富な水産資源、緑豊かな森林、多くの流域などを有し、この恵みの下に、沿岸地域では、漁業や水産加工業を中心として産業が発展し、漁村が形成され、人々は海と深くかかわりながら暮らしを営み、個性ある北の文化をはぐくんできた。

北海道の水産業は安全かつ良質な水産物を道内のみならず広く全国に供給し、漁村は漁業生産の場のみならず余暇活動の場となるなどして、私たちの健康で豊かな生活の実現に大きく貢献するとともに、北海道の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近時の新たな国際海洋秩序の定着や水産物の輸入の増加など水産業を取り巻く情勢が大きく変化する中で、漁場を外に向けて拡大してきた北海道の水産業は後退を余儀なくされ、漁業生産や担い手が減少するなど、このままでは水産業や漁村の安定的な発展が危ぶまれている。

一方、今日、世界の水産物の需給動向を背景とした将来の我が国の水産物の安定確保の問題や人々のライフスタイルの変化などにより、水産物の安定供給という水産業の機能や漁村の多様な役割への期待が高まっている。

こうした状況の中で、北海道の水産業が我が国の水産物の供給において重要な役割を果たすとともに、漁村が多様な役割を担っていくためには、本道周辺水域を活用した水産資源の管理や増大を図り、創意と工夫に富む経営の実践や付加価値の高い製品づくりを進めるとともに、住む人のみならず訪れる人にとっても快適で潤いのある地域づくりなどに努めなければならない。

このような考え方に立って、希望と活力にあふれた水産業や漁村を構築し、次代に引き継いでいくため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに水産業者及び水産業の関係団体（以下「水産業者等」という。）並びに道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 水産業の振興は、本道が国内の水産物の供給の拠点として、将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の持続的な利用及び増大を旨として推進されなければならない。

2 水産業の振興は、水産業が地域の経済社会を支え、その活性化に貢献する活力のある産業として発展するよう、収益性の高い健全な経営の確立及び組織の育成を旨として推進されなければならない。

3 漁村の振興は、漁村が水産業の健全な発展の基盤としての役割を果たすとともに、自然とのふれあいの場となる等多様な機能を発揮する地域として発展するよう推進されなければならない。

(道の責務)

第3条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水産業及び漁村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、水産業及び漁村の振興に関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

(水産業者等の役割)

第4条 水産業者等は、基本理念にのっとり、相互の協力の下に、その事業活動を行うよう努めるものとする。

2 水産業者等は、その事業活動を行うに当たっては、道が実施する水産業及び漁村の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(道民等の役割)

第5条 道民は、基本理念に対する理解を深め、水域環境の保全及び道産の水産物の消費に関し積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 水域において遊漁その他の余暇活動を行う者は、その活動を行う場合には、基本理念にのっとり、漁業生産活動及び水域環境の保全に影響を与えないよう努めるとともに、地域の住民生活に配慮するものとする。

(年次報告)

第 6 条 知事は、毎年、議会に、水産業及び漁村の動向並びに水産業及び漁村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第 2 章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

(振興推進計画)

第 7 条 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産業及び漁村の振興の推進に関する計画（以下「振興推進計画」という。）を定めなければならない。

2 振興推進計画は、水産業及び漁村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 振興推進計画は、北海道における漁業生産の目標その他の水産業及び漁村の振興に関する適切な目標について定めるものとする。

4 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

5 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道水産業・漁村振興審議会の意見を聴かななければならない。

6 知事は、振興推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前 3 項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

(水産資源の適切な管理等)

第 8 条 道は、水産資源の適切な管理を図るため、水産資源の評価に基づく計画的な漁獲量及び漁獲努力量の管理の推進、水産資源を共有する諸外国との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水産資源の秩序ある利用を図るため、漁場に見合った操業体制の構築、遊漁に係る秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(栽培漁業の推進)

第 9 条 道は、栽培漁業の推進を図るため、増殖場及び養殖場の整備及び開発、種苗の生産及び放流の促進、放流した水産資源の保護及び利用者の負担等利用に係る体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第 10 条 道は、水産業の担い手の育成及び確保を図るため、水産業者の漁業又は加工の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者の受入体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、女性及び高齢者の水産業への従事及び水産業に関連する活動の促進を図るため、労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安定的な水産業経営の育成)

第 11 条 道は、安定的な水産業経営の育成を図るため、資本装備の高度化、事業の共同化及び拡大の促進、地域の水産物の活用に関する漁業及び水産加工業の連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協同組合組織の経営の安定)

第 12 条 道は、水産業の協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業の充実強化、合併等再編の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全かつ良質な水産物の安定的な供給)

第 13 条 道は、安全かつ良質な水産物の安定的な供給を図るため、品質管理及び衛生管理の高度化の促進、漁港及び流通加工施設の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産物の競争力の強化)

第 14 条 道は、輸入される水産物等に対する道産の水産物の競争力の強化を図るため、付加価値の高い製品の開発及び販売の促進、普及宣伝の強化、流通の効率化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産資源の生育環境の保全及び創造)

第 15 条 道は、水産資源の生育環境の保全及び創造を図るため、道民、水産業者等、行政機関等との協議の下に、水域環境の調査及び改善の推進、森林の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和した水産業の展開)

第 16 条 道は、環境と調和した水産業の展開を図るため、事業活動に伴う廃棄物の循環的利用の促進、漁業と野生動物との共生に関する取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(快適で住みよい漁村の構築)

第 17 条 道は、快適で住みよい漁村の構築を図るため、景観の保全に配慮した水産業の基盤の整備、生活環境の整備、災害の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活力のある漁村の構築)

第 18 条 道は、活力のある漁村の構築を図るため、水産業者の自発的な地域活動の促進、都市と漁村との交流の促進、余暇活動に係る水域及び漁港施設等の利用の秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民の理解の促進)

第 19 条 道は、水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、情報の提供、学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産業の振興に関する技術の向上)

第 20 条 道は、水産業の振興に関する技術の向上を図るため、道、大学、民間その他試験研究機関の連携の強化、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 21 条 道は、水産業及び漁村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 北海道水産業・漁村振興審議会

(設置)

第 22 条 北海道における水産業及び漁村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道水産業・漁村振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 23 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、水産業及び漁村の振興に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、水産業及び漁村の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第 24 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第 25 条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 水産業の関係団体の役職員
 - (3) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 26 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 28 条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 北海道水産業振興審議会条例（昭和 56 年北海道条例第 3 号）
 - (2) 北海道漁業及び水産加工業経営安定条例（昭和 61 年北海道条例第 31 号）
- 3 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和4年度北海道水産施策概要

令和4年4月 発行

発行 北海道
編集 北海道水産林務部総務課
水産企画係

札幌市中央区北3条西6丁目

TEL (011)204-5457

FAX (011)232-4140